

（仮称）男鹿中いりあい風力発電事業
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

令和 6 年 9 月

男鹿中いりあい風力開発株式会社

(白紙のページ)

目 次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	2
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	3
(1) 公告の日及び公告方法	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	3
(1) 意見書の提出期間	3
(2) 意見書の提出方法	3
(3) 意見書の提出状況	3
第2章 環境影響評価方法書について環境の保全の見地から提出された意見の概要と 事業者の見解	4

(白紙のページ)

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第 7 条の規定に基づき、事業者は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及びその要約書を公告の日から起算して約 1 月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和 6 年 7 月 5 日（金）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告

[別紙 1 参照]

令和 6 年 7 月 5 日（金）付けの以下の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。

- ・秋田魁新報（朝刊）

※令和 6 年 7 月 26 日（金）、7 月 27 日（土）に開催した説明会についての公告を含む。

② 広報による公告

[別紙 2 参照]

下記の広報に「お知らせ」を掲載した。

- ・広報おが（令和 6 年 7 月号 No. 256）

- ・広報おおがた（令和 6 年 7 月号 No. 628）

③ インターネットによるお知らせ

[別紙 3 参照]

以下のホームページに縦覧情報を掲載した。

- ・秋田県のホームページ

- ・男鹿市のホームページ

- ・大潟村のホームページ

- ・事業者のホームページ

(3) 縦覧場所

地方公共団体庁舎等 4 か所及びインターネットの利用による縦覧を実施した。

① 地方公共団体庁舎等

- | | |
|----------------------|------------------------|
| ・ 男鹿市役所本庁舎 男鹿まるごと売込課 | : 秋田県男鹿市船川港船川字泉台 66-1 |
| ・ 五里合コミュニティセンター | : 秋田県男鹿市五里合神谷字下石 27 |
| ・ 男鹿中コミュニティセンター | : 秋田県男鹿市男鹿中山町字家口 144-2 |
| ・ 大潟村役場本庁舎 総務企画課 | : 秋田県南秋田郡大潟村字中央 1-1 |

② インターネットの利用

事業者ホームページに方法書の内容を掲載した。

<https://data.jwd.co.jp/info/iriai/>

(4) 縦覧期間

令和 6 年 7 月 5 日（金）から令和 6 年 8 月 6 日（火）までとした。

地方公共団体庁舎等は土・日・祝日を除く開庁時とした。

事業者ホームページでの縦覧は、サーバの不具合により 7 月 27 日（土）～7 月 29 日（月）の一定期間閲覧できなかったため、8 月 9 日（金）まで 3 日間延長した。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（意見書箱への投函者数）は 32 名であった。

（内訳） 男鹿市役所本庁舎 男鹿まるごと売込課	7 名
五里合コミュニティセンター	23 名
男鹿中コミュニティセンター	0 名
大潟村役場本庁舎 総務企画課	2 名

（参考）インターネットによる閲覧 869 件

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

[別紙1 参照]

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ・ 開催日時：令和6年7月26日（金）14時00分から15時10分まで
- ・ 開催場所：大潟村村民センター 情報交換室（I）（秋田県南秋田郡大潟村字中央1-16）
- ・ 来場者数：2名

- ・ 開催日時：令和6年7月27日（土）10時00分から12時20分まで
- ・ 開催場所：男鹿市民文化会館 大会議室（秋田県男鹿市船川港船川字海岸通り2-14-5）
- ・ 来場者数：23名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、事業者は環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

[別紙4 参照]

(1) 意見書の提出期間

令和6年7月5日（金）から令和6年8月20日（火）までの間
（縦覧期間及びその後2週間とし、郵送の受付は当日消印まで有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

- ① 縦覧場所及び説明会会場に備え付けた意見書箱への投函
- ② 事業者への郵送による書面の提出

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は40通、意見総数は144件であった。

第2章 環境影響評価方法書について環境の保全の見地から提出された意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づき、環境影響評価方法書について、環境の保全の見地から提出された意見は144件であった。それに対する事業者の見解は表2-1のとおりである。なお、意見は原文のままの記載としている。

表2-1 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

(意見書1)

No.	意見の概要	事業者の見解
1	標記事業が「男鹿半島」で実施されることに秋田県民として「とんでもない」との思いです。 白紙撤回しかないとの観点で以下に意見を述べます。 1 環境影響評価の目的は事業実施による環境影響を回避・軽減することにあるが、「事業実施が前提であること」、「評価を事業者が行なうこと」から、到底、その影響の回避や軽減は不可能と考える。	今後現地調査にて現状を把握し、予測評価を実施いたしますが、その影響の程度によっては事業計画の見直しも検討いたします。また、評価におきましては、一般財団法人日本気象協会に委託し、公平な観点から評価することとなります。その内容は経済産業省及び秋田県の専門委員により審査を受けることとなるため、中立性は担保されるものと考えております。
2	2 男鹿半島は秋田県を代表する観光資源の一つであるが、甚大な影響を及ぼす。 標記事業計画は、男鹿国定公園の指定地域を避けてはいるが、男鹿半島観光の大きな魅力である寒風山展望台などからの眺望に多大な影響があることは確実である。	寒風山展望台などからの眺望景観に配慮した事業計画となるよう、努めてまいります。
3	3 標記事業は観光資源としての男鹿半島の経済効果に多大な損失を与える。 標記事業の目的も経済波及効果であるが、比べものにならない。その経済効果は風車建設時の一部事業者の一時期にすぎない。メンテナンスは少数で済むので、雇用も少なく、しかもその期間も風車寿命の20年ほどである。	観光資源である男鹿半島の景観や地質等について十分に留意し、環境影響を極力低減した計画となるよう努めてまいります。 また、地元貢献策として、基金の創立など地域の皆様のお役に立てるよう努めてまいります。
4	4 男鹿半島はジオパークに指定されており、多大な悪影響がある。	ジオパーク内で特に地形や地質の成り立ちを観察できる場所である、ジオサイトの直接改変は行わない計画としております。また、事業地近傍に位置するジオサイトについては、景観の眺望点として選定しており、風力発電機設置による眺望景観への影響について、予測評価を実施いたします。
5	5 単基4200kWを11基建設する標記事業想定区域は住居等に近く、騒音、低周波音、影による健康被害の懸念がある 風車施設より0.5kmから2kmの範囲には356ほどの住宅等があり貴社も国内外の知見から、健康被害の可能性のあることを把握しているはず、していなければならない。また標記事業が巨大な風車群であることから、影響範囲は2km以上に及ぶ可能性がある。	ご意見の箇所については、配慮書作成時において、「風力発電所の環境影響評価のポイントと参考事例」を参考に影響範囲を整理した結果となります。 騒音・超低周波音・風車の影の影響度合いは距離だけではなく、地形や土地利用の状況によっても異なります。現地調査を実施したうえで、地形や気象条件も考慮した予測により影響を評価し、その結果を準備書に記載いたします。
6	6 上記5の住民たちはまた、日常的に風車群を目にすることから、「心のやすらぎ」への悪影響が懸念される。	ご意見の視覚的影響の低減策について、環境影響評価手続きの中で予測及び評価を実施する他、今後定期的な説明会や意見交換の場を設けることで、住民の皆様の懸念に対して丁寧に対応してまいります。

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

7	7 男鹿半島付近の会場には洋上風車の建設計画があり、将来的に健康面への影響が加算される懸念がある。	洋上風力発電の計画でございますが、弊社の事業計画地との位置関係は方法書第2章に示す通りです。一定の離隔が確保されておりますので、洋上風力発電事業の累積的影響については想定しておりません。
8	8 能登地震の発生による風車被害を知見としなければならぬにもかかわらず、地震対策への言及は皆無であった。	風力発電設備の安全性については、建築基準法及び電気事業法において基準が定められております。極めてまれに発生する規模の地震がおきても構造上安全であるよう、経済産業省の技術指針に基づき設計しております。現時点では能登の地震により既設の風車が倒壊した情報はありますが、被害状況については引き続き確認してまいります。 また、弊社グループ会社のイオスエンジニアリング&サービス株式会社には地震の際の対応マニュアルがございます。風車建設後はメンテナンスや予防保全の対応を行ってまいります。
9	9 生態系への悪影響が懸念される。	今後の現地調査の結果を踏まえ、生態系への影響を極力回避、低減できるよう検討してまいります。
10	10 渡り鳥への影響が懸念される。 以上	今後の現地調査の結果を踏まえ、渡り鳥を含めた鳥類への影響を極力回避、低減できるよう事業計画へ反映いたします。

(意見書 2)

No.	意見の概要	事業者の見解
11	この地域の水田は、わき水をためたため池を水源にしているものもある。 動植物の生息も、このわき水あればこそである。 風車の巨大な基礎を打ち込むのだから、地下水脈に影響があるかもしれない。 このたびの方法書には地下水脈調査はない。田んぼ、生物の源である地下水脈が保たれるのかの調査を追加くださるよう要望します。	ため池・湧水については、地下水が起源になっている可能性があります。今後影響評価手続きとは別途、ボーリング調査において地下水脈の位置等を調査した上で、基礎の設置場所を選定し、地下水脈に影響を与えないよう計画いたします。 また、今後、ため池や湧き水の湧水地点の調査を検討しております。

(意見書 3)

No.	意見の概要	事業者の見解
12	年平均風速は2.8m/s しかない所で風力発電をすることが環境破壊に見合うことかどうかを考え直して頂きたいです。(採算ラインは6m/s 以上) 将来の現況復帰費用を積み立てられるか用意して稼働できるかどうか、風水害や火災などの災害時にオイル漏れや飛散物による環境汚染、風車自体の廃棄処理も環境省の指針により費用負担が事業主になっていきます。 また大型建造物としての防災対策を先に用意して開発して頂きたいです。	方法書記載の大潟地域気象観測所の年間平均風速2.8/s は、風速計の高さ10mでの観測値であり、風車のブレード高における風速はより速い値となります。なお、実際の風速は現在観測中でございます。 撤去及び処分費用は事業期間中に継続的に積み立てることにより、確実に確保できるよう対応してまいります。 今後の調査・予測・評価をはじめ、関係機関とも協議を行いながら、ご懸念の事態が発生しないよう計画してまいります。 また、風車稼働後は弊社グループ会社のイオスエンジニアリング&サービス株式会社にてメンテナンスや予防保全の対応を行ってまいります。
13	又底地であり、寒風山からの景観を大きく損ねます。	寒風山からの眺望景観に配慮した事業計画となるよう努めてまいります。

(意見書 4)

No.	意見の概要	事業者の見解
14	■図書の常時公開と印刷 環境影響評価図書は縦覧期間終了後も閲覧できるようにしてください。他社ではそのようにしているところもあります。住民との合意形成を図る上で重要だと思います。また、ディスプレイ上で細かい字を見続けることができない人もいます。印刷できるようにしてください。 法律上必要最低限のことはやりましたという姿勢が感じられるような対応は好ましくありません。 以上	現段階では環境影響評価図書の公表期間については縦覧期間までと考えております。経産省による発電所の環境影響評価の手引書では「インターネット上での公表に当たっては、当該図書が事業者の著作物であることや事業者以外の者が作成した地図、写真、図形などを含むことが多く、当該図書の無断複製等の著作権に関する問題が生じないよう留意する必要がある。」とされており、仮に他者が使用した場合においても、弊社としては「無断複製等の著作権に関する問題が生じないよう留意する」ことは難しいものとするため、前述の注意事項に基づき、複製やダウンロード、印刷は出来ない仕様としております。 事業者として住民の皆様との相互理解が重要であると考えて一方で、インターネットの普及に伴い複製等の行為が容易になったことから、企業としての知的財産保護の観点もまた重要であると考えております。現時点では継続した公開や印刷は考えておりませんが、今後、必要に応じ検討してまいります。

(意見書 5)

No.	意見の概要	事業者の見解
15	貴社が計画されている「(仮称) 男鹿中いりあい風力発電事業」に係る環境影響評価方法書に対して、鳥類及び生態系保全の立場から下記の通り意見を述べる。 対象事業実施区域(以下、計画地という)の西側の男鹿半島は男鹿国定公園に指定されており、鳥類のみならず多様な動植物の生息地であり、貴重な地質・地層・化石等を産出することから、見事な景観とともにその保全に努めるべき地域であるとする。さらに計画地の南側には寒風山鳥獣保護区があり、東側には八郎潟西部鳥獣保護区、大潟草原鳥獣保護区等、鳥獣を保護すべき重要な区域が多数指定され、八郎潟も IBA (日本の重要野鳥生息地)、東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ (EAAFP) の登録・参加地として国内外からも注目されている重要な場所である。ここには毎年多くのガン・カモ・ハクチョウ類、シギ・チドリ類、スズメ目の小鳥類をはじめとする様々な種の渡り鳥が越冬あるいは渡りの中継地として渡来し、チュウヒのような希少な猛禽類をはじめ多様な鳥類が繁殖している。 このような鳥類にとって重要な場所に風車を建設すれば、鳥類の生息に深刻な影響を与えることは避けられないと考えられる。また、この地域の周辺には既に風力発電施設が多数建設されており、今後さらに男鹿半島南北に大規模な洋上風力発電事業が計画されていることから、これ以上の風車の建設は鳥類及び生態系の保全の観点から避けるべきである。 以上の理由から、本事業は環境影響評価準備書の作成に進まずに、現段階をもって事業を中止すべきであることは配慮書段階で既に述べている通りである。 あえてこのまま事業を進めるのであれば、鳥類への影響を回避、または最小限に低減する方策がとられなければならない。そのためには徹底的な生態調査	ご意見いただいた点について、今後、留意しながら現地調査を実施するとともに、その結果を踏まえ、準備書以降の図書においては鳥類への影響を回避または極力低減できるよう努めてまいります。

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

	と影響評価が必要である。以下、方法書に対する具体的な意見を述べる。	
16	<u>ガン・カモ・ハクチョウ類について</u> ・計画地はガン・カモ・ハクチョウ類にとって日本では一大中継地及び越冬地となっている八郎潟に隣接している。方法書 282 ページに専門家意見として「ガン・カモ類の主なねぐらとなっているのは能代の小友沼である。」とあるが、この指摘は不十分である。大潟村を取り囲んでいる八郎潟調整池や西部承水路もこれら鳥類のねぐらとして使われていることは日本雁を保護する会、日本野鳥の会秋田県支部（以下、県支部）会員をはじめとする鳥類関係者によって広く確認されている。渡来している時季には大潟村周辺と小友沼及び他の採餌地間の移動も見られ、その年の気候や積雪状況によって大潟村に長期間滞在する。小友沼と八郎潟は一体不可分の生息地であり、現在ではガン類の生息数、生息期間、種数などの点では大潟村のほうが多く、より重要性が高いことを認識するべきである。	小友沼及び八郎潟もねぐらとして利用されていること、また、ガン・カモ・ハクチョウ類が渡来している時期にはそれら箇所から採餌場まで移動することについての情報を共有いただきありがとうございます。対象事業実施区域及びその周辺におけるガン・カモ・ハクチョウ類の飛翔状況に関しては今後実施する現地調査において把握してまいります。
17	・マガン、ヒシクイ、ハクガンをはじめとするガン類が、厳冬期に滞在する計画地に近い五里合付近の水田まで移動することを県支部会員が確認している。これを裏付ける事例として、山階鳥類研究所・日本雁を保護する会等が 2021 年～2022 年にマガン、シジュウカラガン、ハクガン等に発信器を装着して行った調査で、ハクガン（絶滅危惧ⅠA 類）が八郎潟西部から男鹿市の五里合付近まで移動していることが確認された（図 1, 2）。ガン・ハクチョウ類の行動には未解明の部分が多く、計画地にガン・ハクチョウ類が接近する可能性は否定できないと考える。計画地付近におけるガン・カモ・ハクチョウ類の調査を十分に行うべきである。	ご提供いただいた資料では、ハクガンが五里合の水田に移動している様子が確認されているとのことでした。計画地周辺にガン・ハクチョウ類が接近する可能性が考えられるので、今後の現地調査において対象事業実施区域での飛来状況を確認してまいります。
18	・同じく専門家意見で、「コクガン（天然記念物、絶滅危惧Ⅱ類）は滅多に確認されない。」との指摘があるが、男鹿半島では県支部会員によってたびたび確認されている。本県ではコクガンの主な越冬地は台島をはじめとする男鹿半島の南側の海岸であるが、計画地のすぐ近くである男鹿半島北側の北浦漁港で 2018 年に、五里合海岸で 2022 年に県支部会員が観察・撮影した記録がある。主な中継地である男鹿半島南側の海岸と北浦や五里合のような北側の海岸との間を移動する際に、計画地を含む陸上の上空を飛翔する可能性を考慮すべきである。	情報を共有いただきありがとうございます。コクガンも対象事業実施区域及びその周辺を飛翔する可能性も踏まえ、今後現地調査を実施いたします。
19	<u>調査の手法について</u> 同じく専門家意見で、鳥類に関する調査手法等について「渡り鳥に関しては、2 月では時期的に早すぎる。対象区域の周囲で渡り鳥が確認されるのは早くても 3 月になってからになるので、2 月の調査は必要ない」と考える。」との指摘があるが、これは最新の状況を把握しているとは言えない。気候変動の影響で、ガン類の越冬地の北上が顕著で、もはや八郎潟は大型ガン類のヒシクイ（亜種オオヒシクイ、亜種ヒシクイ）にとっては「越冬地化」しており、冬季間を通じて生息する個体が増加している。これに対応するためにガン類の渡来期 10 月から春季の渡りの時期までの全期間を通じて滞在期の調査が必要である。滞在期には採餌地とねぐらの間を頻繁に移動するため、むしろ調査の回数を増やすべきである。春季の渡りに関しては年ごとの気候や積雪状況に大きく左右されるが、近年は全体にガン類の移動は早めに始まること	調査期間について、方法書では 3 月～5 月としていましたが、ご意見や今後の審査を踏まえ、1 月、2 月の調査についても検討してまいります。

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

	が多くなってきている。積雪の少なかった 2024 年春は 1 月下旬に宮城県からの渡りが始まり、2 月中には秋田県のガンの渡りはほぼ終了してしまったという例もある。一方、移動先の積雪状況によって大潟村の滞在期間が長期に及び、渡りのピークが 3 月中旬以降になる年もある。従って、春季渡り調査の期間及び日程は 1 月～3 月に十分に日数を取り、その年の状況を適切に見極めながら臨機応変に定めるべきである。この間の記録をしっかりとらない調査は鳥類の実態を把握したものとは認められない。	
20	・ポイントセンサス法及び任意観察調査・ラインセンサス法・IC レコーダーによる調査について、方法書には「ポイントセンサス法による調査及び任意観察調査を春、夏、秋、冬の 4 季に実施する。」「ラインセンサス法による調査を春、夏の 2 季に実施する。」「IC レコーダーによる調査を春の 1 季に実施する。」とあるが、全体で何回行うのか不明である。特に春から初夏は鳥類の轉りが盛んで、植物の葉も十分には仲長していないため個体を発見しやすいが、逆にこの時期を逸すると生息状況の把握が困難になる。この時期にはできるだけ頻繁に調査を実施すべきである。また、「IC レコーダーによる調査はミゾゴイ（絶滅危惧Ⅱ類）やフクロウなど夜行性の鳥類の生息を把握する目的で行う」とのことであるが、この他にヨタカ（準絶滅危惧）、トラツグミ、ホトギス等の鳥類も夜間に鳴くことが知られている。これらの鳥類が鳴く季節にはかなりの幅があるので、調査期間を春季だけでなく夏季まで延長すべきである。	ご意見にもある春から初夏にかけて、ラインセンサス調査や任意観察調査、ポイントセンサス調査をそれぞれ実施し、頻回に実施できるようにしてまいります。また、IC レコーダー調査以外にも任意確認調査として春や夏も夜間調査を実施し、対象事業実施区域及びその周辺における鳥類相の把握に努めてまいります。
21	・希少猛禽類の調査期間等について 「定点観察法により繁殖期及び非繁殖期に各月 1 回実施する。」とあるが、これでは少なすぎる。特に繁殖期においては対象区域をどのように利用しているか、もっと詳細に調査する必要がある。ただし、調査が繁殖を妨害しないよう、十分な配慮をすべきである。猛禽類の渡り時期には調査日を大幅に増やす必要がある。参考までに県支部では毎年 9 月 10 月の 2 か月間、ほぼ毎日秋田市平和公園でタカの渡り観測を実施し、その詳細を支部 HP 上で公開している tantyoakita.la.coocan.jp/takanowatari-top.html。	希少猛禽類の生息状況調査における 1 回あたりの調査日数については、「ダム事業におけるイヌワシ・クマタカの調査方法〔改訂版〕」（財団法人ダム水源地環境整備センター、平成 13 年）の内容を参考に、各月に 3 日間の連続した調査を実施する予定としております。また、猛禽類の渡り時期には方法書に記載のとおり渡り時の移動経路調査を実施し、その状況を把握してまいります。
22	・渡り時の移動経路の調査について「定点観察法による調査を春季（3～5 月）、秋季（9～11 月）に各月 3 回（上旬・中旬・下旬）実施する。」とあるが、機械的な調査日の設定だけでは、渡りの状況を十分把握できない恐れがある。また、入道崎をはじめ男鹿半島の様々な場所に、春季（2～5 月）と秋季（8～11 月）に珍鳥・迷鳥を含む多様な渡り鳥が休憩のため立ち寄っていることが県支部会員によって明らかにされており、計画地も同様に貴重な中継地になっている可能性がある。鳥類の種類によって、また、その時の気象状況等によって渡りの最盛期は大きく異なることが予想されるので、そのピーク時を逃さないよう、弾力的に調査日を増やすべきである。	ポイントセンサス法による調査、任意観察調査、ラインセンサス法による調査、希少猛禽類の生息状況調査、渡り時の移動経路調査といった、いずれの鳥類に関わる調査においても鳥類相を確認することで、様々なタイミングで調査できるよう実施してまいります。
23	<u>計画地における工事の影響について</u> 計画地は、大きな道路がほとんどない里山から傾斜地の狭い範囲にある。地中深く掘削する必要のある風車本体の建設ヤード、取り付け道路、土砂災害防止のための防護壁や排水設備等の工作物の新たな建設は、現況の生態系を劇的に変えてしまう。野生生物に	事業の実施に当たっては、土地の改変、造成等が必要最小限に留めます。造成に伴い設置する排水設備は小動物が這い出し可能な構造を極力採用することにより、動物の生息環境の分断を低減するといった環境保全措置の実施を検討しております。引き続き、有用な環境保全措置を検討するとともに、影響を

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

	とって重要なこの地域を改変することは、生物多様性保護の観点からも行うべきではない。	極力回避、低減できるよう努めてまいります。
24	<u>累積的影響評価について</u> 計画地の近傍ではすでに稼働している施設が多数あり、加えて計画区域も複数ある。それらが計画地を利用する鳥類に対しどのように累積的な影響を与えるか、現段階で十分な累積的環境影響評価の予測と影響の回避低減策を講じるべきである。他の事業の環境影響評価のデータを可能な限り入手し、累積的影響について計画の規模の大小を問わず、他の事業者との間で協議すべきである。このまま事業を断念せず続行し、男鹿半島のように鳥類への多大な影響が予測される場所に風車を建設するのであれば、思い切った供用後の影響の回避低減策など保全措置の案を提示することを要求する。渡りのピーク時や猛禽類の繁殖期などは他の施設の事業者と協働し、風車の季節的または時間的な稼働制限措置を講ずることも検討すべきである。	すでに稼働している施設がある場合は、今後実施する現地調査結果はそれらの既設風力発電所の存在を踏まえた結果が得られます。その結果に基づき本事業が設置されたときの影響を予測することで、累積的な影響が検討できると考えます。そのほか、今後設置される計画中の風力発電事業においても、他事業者とも情報共有に努めてまいります。
25	方法書 2 ページの対象事業の目的及び内容で貴社は「持続可能かつ効率的で環境調和のとれたクリーンな電力を生み出す」ことを目指しているとしている。鳥類及びその他の生物の生息環境を脅かすことのないよう、真の環境調和についてよく考えてもらいたい。 なお、今回の意見書に記載されている内容等は概要としてまとめることなく、原文のまま図を含めて掲載することを希望する。 ※情報保護の観点から、下記添付資料の個人名・住所等は非表示といたしました。	今後の現地調査において、対象事業実施区域及びその周囲における動植物種の生息、生育状況の把握に努めてまいります。その結果を踏まえ、本事業による影響を極力回避、低減できるよう検討してまいります。

令和 6 年 8 月 17 日

男鹿中いりあい風力開発株式会社
代表取締役 松本 智 様

日本野鳥の会秋田県支部

(公印省略)

公益財団法人 日本野鳥の会

(公印省略)

日本雁を保護する会

(公印省略)

(仮称) 男鹿中いりあい風力発電事業環境影響評価方法書に対する意見

貴社が計画されている「(仮称) 男鹿中いりあい風力発電事業」に係る環境影響評価方法書に対して、鳥類及び生態系保全の立場から下記の通り意見を述べる。

記

対象事業実施区域(以下、計画地という)の西側の男鹿半島は男鹿国定公園に指定されており、鳥類のみならず多様な動植物の生息地であり、貴重な地質・地層・化石等を産出することから、見事な景観とともにその保全に努めるべき地域であると考え。さらに計画地の南側には寒風山鳥獣保護区があり、東側には八郎潟西部鳥獣保護区、大潟草原鳥獣保護区等、鳥獣を保護すべき重要な区域が多数指定され、八郎潟も IBA(日本の重要野鳥生息地)、東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ(EAAFP)の登録・参加地として国内外からも注目されている重要な場所である。ここには毎年多くのガン・カモ・ハクチョウ類、シギ・チドリ類、スズメ目の小鳥類をはじめとする様々な種の渡り鳥が越冬あるいは渡りの中継地として渡来し、チュウヒのような希少な猛禽類をはじめ多様な鳥類が繁殖している。

このような鳥類にとって重要な場所に風車を建設すれば、鳥類の生息に深刻な影響を与

えることは避けられないと考えられる。また、この地域の周辺には既に風力発電施設が多数建設されており、今後さらに男鹿半島南北に大規模な洋上風力発電事業が計画されていることから、これ以上の風車の建設は鳥類及び生態系の保全の観点から避けるべきである。以上の理由から、本事業は環境影響評価準備書の作成に進まずに、現段階をもって事業を中止すべきであることは配慮書段階で既に述べている通りである。

あえてこのまま事業を進めるのであれば、鳥類への影響を回避、または最小限に低減する方策がとられなければならない。そのためには徹底的な生態調査と影響評価が必要である。以下、方法書に対する具体的な意見を述べる。

ガン・カモ・ハクチョウ類について

・計画地はガン・カモ・ハクチョウ類にとって日本では一大中継地及び越冬地となっている八郎潟に隣接している。方法書 282 ページに専門家意見として「ガン・カモ類の主なねぐらとなっているのは能代の小友沼である。」とあるが、この指摘は不十分である。大潟村を取り囲んでいる八郎潟調整池や西部承水路もこれら鳥類のねぐらとして使われていることは日本雁を保護する会、日本野鳥の会秋田県支部（以下、県支部）会員をはじめとする鳥類関係者によって広く確認されている。渡来している時季には大潟村周辺と小友沼及び他の採餌地間の移動も見られ、その年の気候や積雪状況によって大潟村に長期間滞在する。小友沼と八郎潟は一体不可分の生息地であり、現在ではガン類の生息数、生息期間、種数などの点では大潟村のほうが多く、より重要性が高いことを認識するべきである。

・マガン、ヒシクイ、ハクガンをはじめとするガン類が、厳冬期に滞在する計画地に近い五里合付近の水田まで移動することを県支部会員が確認している。これを裏付ける事例として、山階鳥類研究所・日本雁を保護する会等が 2021 年～2022 年にマガン、シジュウカラガン、ハクガン等に発信器を装着して行った調査で、ハクガン（絶滅危惧ⅠA 類）が八郎潟西部から男鹿市の五里合付近まで移動していることが確認された（図 1、2）。ガン・ハクチョウ類の行動には未解明の部分が多く、計画地にガン・ハクチョウ類が接近する可能性は否定できないと考える。計画地付近におけるガン・カモ・ハクチョウ類の調査を十分に行うべきである。

・同じく専門家意見で、「コクガン（天然記念物、絶滅危惧Ⅱ類）は滅多に確認されない。」との指摘があるが、男鹿半島では県支部会員によってたびたび確認されている。本県ではコクガンの主な越冬地は台島をはじめとする男鹿半島の南側の海岸であるが、計画地のすぐ近くである男鹿半島北側の北浦漁港で 2018 年に、五里合海岸で 2022 年に県支部会員が観察・撮影した記録がある。主な中継地である男鹿半島南側の海岸と北浦や五里合のような北側の海岸との間を移動する際に、計画地を含む陸上の上空を飛翔する可能性を考慮すべきである。

調査の手法について

・同じく専門家意見で、鳥類に関する調査手法等について「渡り鳥に関しては、2 月では

時期的に早すぎる。対象区域の周囲で渡り鳥が確認されるのは早くても 3 月になってからになるので、2 月の調査は必要ないとする。」との指摘があるが、これは最新の状況を把握しているとは言えない。気候変動の影響で、ガン類の越冬地の北上が顕著で、もはや八郎潟は大型ガン類のヒシクイ（亜種オオヒシクイ、亜種ヒシクイ）にとっては「越冬地化」しており、冬季間を通じて生息する個体が増加している。これに対応するためにガン類の渡来期 10 月から春季の渡りの時期までの全期間を通じて滞在期の調査が必要である。滞在期には採餌地とねぐらの間を頻繁に移動するため、むしろ調査の回数を増やすべきである。春季の渡りに関しては年ごとの気候や積雪状況に大きく左右されるが、近年は全体にガン類の移動は早めに始まるようになってきている。積雪の少なかった 2024 年春は 1 月下旬に宮城県からの渡りが始まり、2 月中には秋田県のガンの渡りはほぼ終了してしまったという例もある。一方、移動先の積雪状況によって大潟村の滞在期間が長期に及び、渡りのピークが 3 月中旬以降になる年もある。従って、春季渡り調査の期間及び日程は 1 月～3 月に十分に日数を取り、その年の状況を適切に見極めながら臨機応変に定めるべきである。この間の記録をしっかりとらない調査は鳥類の実態を把握したものとは認められない。

・ポイントセンサス法及び任意観察調査・ラインセンサス法・IC レコーダーによる調査について、方法書には「ポイントセンサス法による調査及び任意観察調査を春、夏、秋、冬の 4 季に実施する。」、「ラインセンサス法による調査を春、夏の 2 季に実施する。」、「IC レコーダーによる調査を春の 1 季に実施する。」とあるが、全体で何回行うのか不明である。特に春から初夏は鳥類の囀りが盛んで、植物の葉も十分には伸長していないため個体を発見しやすいが、逆にこの時期を逸すると生息状況の把握が困難になる。この時期にはできるだけ頻繁に調査を実施すべきである。また、「IC レコーダーによる調査はミゾゴイ（絶滅危惧Ⅱ類）やフクロウなど夜行性の鳥類の生息を把握する目的で行う」とのことであるが、この他にヨタカ（準絶滅危惧）、トラツグミ、ホトトギス等の鳥類も夜間に鳴くことが知られている。これらの鳥類が鳴く季節にはかなりの幅があるので、調査期間を春季だけでなく夏季まで延長すべきである。

・希少猛禽類の調査期間等について

「定点観察法により繁殖期及び非繁殖期に各月 1 回実施する。」とあるが、これでは少なすぎる。特に繁殖期においては対象区域をどのように利用しているか、もっと詳細に調査する必要がある。ただし、調査が繁殖を妨害しないよう、十分な配慮をすべきである。猛禽類の渡り時期には調査日を大幅に増やす必要がある。参考までに県支部では毎年 9 月 10 月の 2 か月間、ほぼ毎日秋田市平和公園でタカの渡り観測を実施し、その詳細を支部 HP 上で公開している tantyoakita.la.coocan.jp/takanowatari-top.html。

・渡り時の移動経路の調査について「定点観察法による調査を春季（3～5 月）、秋季（9

～11月)に各月3回(上旬・中旬・下旬)実施する。」とあるが、機械的な調査日の設定だけでは、渡りの状況を十分把握できない恐れがある。また、入道崎をはじめ男鹿半島の様々な場所に、春季(2～5月)と秋季(8～11月)に珍鳥・迷鳥を含む多様な渡り鳥が休憩のため立ち寄っていることが県支部会員によって明らかにされており、計画地も同様に貴重な中継地になっている可能性がある。鳥類の種類によって、また、その時の気象状況等によって渡りの最盛期は大きく異なることが予想されるので、そのピーク時を逃さないよう、弾力的に調査日を増やすべきである。

計画地における工事の影響について

計画地は、大きな道路がほとんどない里山から傾斜地の狭い範囲にある。地中深く掘削する必要のある風車本体の建設ヤード、取り付け道路、土砂災害防止のための防護壁や排水設備等の工作物の新たな建設は、現況の生態系を劇的に変えてしまう。野生生物にとって重要なこの地域を改変することは、生物多様性保護の観点からも行うべきではない。

累積的影響評価について

計画地の近傍ではすでに稼働している施設が多数あり、加えて計画区域も複数ある。それらが計画地を利用する鳥類に対しどのように累積的な影響を与えるか、現段階で十分な累積的環境影響評価の予測と影響の回避低減策を講じるべきである。他の事業の環境影響評価のデータを可能な限り入手し、累積的影響について計画の規模の大小を問わず、他の事業者との間で協議すべきである。このまま事業を断念せず続行し、男鹿半島のように鳥類への多大な影響が予測される場所に風車を建設するのであれば、思い切った供用後の影響の回避低減策など保全措置の案を提示することを要求する。渡りのピーク時や猛禽類の繁殖期などは他の施設の事業者と協働し、風車の季節的または時間的な稼働制限措置を講ずることも検討すべきである。

方法書2ページの対象事業の目的及び内容で貴社は「持続可能かつ効率的で環境調和のとれたクリーンな電力を生み出す」ことを目指しているとしている。鳥類及びその他の生物の生息環境を脅かすことのないよう、真の環境調和についてよく考えてもらいたい。

なお、今回の意見書に記載されている内容等は概要としてまとめることなく、原文のまま図を含めて掲載することを希望する。

(図1) 山階鳥類研究所・日本雁を保護する会による標識調査

**発信器装着調査により明らかになった
稀少ガン類の大潟村での行動記録
(ハクガン、シジュウカラガン、カリガネ)
山階鳥類研究所・日本雁を保護する会等調査結果**



■ ハクガン（絶滅危惧IA類）2羽の追跡結果

捕獲日
2021/12/13（大潟村秋田県立大学敷地）

大潟村での追跡期間（2021/12～2022/3

11331：2021/12/14 - 2022/1/7

（1/7に北海道へ移動）

11328：2021/12/14 - 2022/3/18

（3/18に春の渡りにより北帰）

大潟村での行動概要

主に西部承水路でねぐらをとる、大潟村西部の水田を利用する。

厳冬期に西部承水路が凍結した際には内陸部の水田にねぐらをとる

資料提供：山階鳥類研究所、日本雁を保護する会

(図2) ハクガン1羽の月ごとの利用場所の変化

2021年12月(11328)



2022年1月(11328)



↓2022年2月には五里合の水田付近に移動している

2022年2月(11328)



2022年3月(11328)



資料提供：山階鳥類研究所、日本雁を保護する会

(意見書 6)

No.	意見の概要	事業者の見解
26	カーボンニュートラルを実現するために再エネ事業が有用であると述べられていますが、再エネ発電を増やしてもカーボンニュートラルにつながるとはいえません。環境を守るためという建前を掲げて、実際には大規模環境破壊行為を繰り返す再エネ事業は、いい加減にやめてほしいと願っています。 再エネは時間変動が激しく、需要に応じて発電量を増減することができないため、電力調整のために常に一定量火力発電を動かしている必要があります。特に風力は変動が大きい発電方式で、火力の小刻みな調整なくして安定的に電力を供給できません。風力が発電している時でも火力を止めるわけにはいかず、この間 CO₂は排出され続けます。再エネを増やした分だけ CO₂が削減されているわけではないことは確かです。2021 年の世界的な天然ガス価格高騰は、欧州における風況悪化のために風力発電の発電量が減少し、調整燃料としての天然ガスの需要が急増したことが主な原因でした。この結果市場連動価格に依存した電気料金は急激に上昇し、多くの電力小売り業者が破綻したことは記憶に新しいことです。 今後更なる化石燃料の高騰が起きれば電気料金はさらに上昇し、国民負担も増加するでしょう。役に立たない再エネ電気の調整のために貴重な化石燃料を浪費するのは本末転倒です。さらに重機や輸送機を使ってエネルギーを浪費し、CO₂吸収源の森林を大規模伐採して 20 年ほどしか稼働できない今の再エネ事業は、トータルに見れば CO₂削減どころか増加させていることは明らかです。需要に速やかに対応できる火力発電を徹底的に効率化することの方がよほど脱炭素に資するはずです。 再エネ政策は、再エネ賦課金を国民から集め、これを発電業者に FIT という形で支払うことで建設事業を活発化する経済政策であり、環境政策ではありません。こんなことを続けていると、地域の環境ははずたずたになってしまいます。経済政策としても FIT またはそれに類似した補助金制度が終了すれば成立しなくなります。国際情勢が不安定な中、再エネ政策は見直される時期に来ているのではないのでしょうか。 今の勢いで再エネ事業を続けていると早晩日本は崩壊してしまいます。今ならまだ間に合いますので、事業計画を中止して下さい。お願い致します。	風力発電を含む自然の力を活用した再生可能エネルギーの利点は、枯渇しないこと、また、他国からの輸入が必要ない国産のエネルギーであることと言えます。また、ご理解の通り、再生可能エネルギー電源は自然の力を利用しており天候に左右されるため、火力発電等のベース電源が必要となりますが、CO₂の排出量をトータルとして低減することができます。国が推進しているエネルギーミックスの観点からも風力発電は重要と考えており、弊社としましては、風力発電事業を促進することにより電力の安定供給及び地球温暖化防止に貢献したいと考えております。 本事業における CO₂削減効果について、決定した樹木伐採面積等をもとに準備書にてお示しいたします。

(意見書 7)

No.	意見の概要	事業者の見解
27	以下の理由でこの事業には反対です。準備書に進むことなく、現段階での中止を求めます。 ・計画地は「世界三景」といわれるほどの眺望を誇る寒風山からの眺めを台無しにします。ただでさえ沿岸に並ぶ風車の列のせいで以前のような大自然を感じる雄大な風景が損なわれています。本事業は寒風山の間近であり、緑に覆われた区域です。眺望へのダメージはこれまでとは比べ物にならないほど大きなものになります。秋田県の貴重な財産である景観をこれ以上壊さないでください。	寒風山からの眺望景観に配慮した事業計画となるよう努めてまいります。

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

28	・男鹿半島は野鳥の渡りの重要な中継地で、珍鳥・迷鳥・希少種を含めた様々な鳥類が高頻度で利用する場所です。風力発電は鳥類の渡りを阻害します。また、希少猛禽類であるミサゴ、ハヤブサ、サシバなどの繁殖を妨げます。県内他事業で既に多くのバードストライクが起きています。鳥の楽園である男鹿半島に風力発電を建てないでください。	今後の現地調査において、鳥類の飛翔状況の把握に努めてまいります。バードストライクに関する影響については、年間予測衝突数(1年間に風力発電機に衝突すると予測される個体数)を算出し、その結果を踏まえた適切な予測評価に努めてまいります。
29	・寒風山からパラグライダーができなくなるのではないかと心配です。	今後、寒風山にてパラグライダーを行っている「寒風山パラグライダーズスクール」との協議を行い、頂戴した配慮事項を検討する等、寒風山におけるパラグライダー利用と共存可能な事業計画となるよう検討いたします。

(意見書 8)

No.	意見の概要	事業者の見解
30	1. ホタルロード 2011 年からホタルカフェというホタルを鑑賞するイベントを行っている。多い年には 1000 人を超える人が期間中に訪れ、ホタルの舞う美しい道をホタルロードと呼び、ホタル観賞を楽しんでいる。その道が事業実施区域に入っていることによりかなりの不安を感じている。	頂戴した「ホタルロード」の現況把握を行うとともに、配慮した事業計画となるよう検討いたします。
31	2. 廃棄物最終処分場について 廃棄物最終処分場の脇の尾根沿いに、風車の部品を運ぶための道路を新たに作るとのことだが、かなり大規模な工事が行われることが予想される。また、処分場の近くにも風車の建設が予定されている。工事の振動が処分場付近で長期的に続くことは、処分場にとって大きなリスクとなる。汚染水が漏れ出すようなことは決してあってはならないことだ。また、大雨による災害が多くなっている中、山を削ることによって土砂災害の可能性も高まる。処分場へ土砂が流れ込むことも大いに考えられる。	事業者といたしましても汚染水が流れ出すようなことはあってはならないものと考えております。 工事にあたっては林地開発許可手続きに則り関係機関などとも協議の上、汚染水の流出や土砂災害などが起こらないよう、万全の注意をもって進める方針です。
32	3. 移住者、店を始める人 琴川に移住してきた家族がいる。母親は琴川で藍染め工房をはじめた。子どもが 4 人増えたことで盆踊りが復活し、お神輿も復活した。地区の運動会、住民の交流会など、子どもたちを中心に集落が盛り上がってきている。 ホタルの美しさに魅了され、琴川の山の中でワインショップを始めた夫婦がいる。ナチュラルワインを専門に扱う●●には、昨年 11 月にオープンして以来、たくさんの人たちが訪れている。雑誌やメディアでの取材を断っているにもかかわらず、SNS での口コミなどで遠方や海外からのお客さんも多い。 彼らの店の前の道も事業実施区域に含まれているが、今まで彼らに説明等何もされていないようだ。他にも移住を希望している人たちが多くいる。子どもも一緒に移住したいという人たちもいる。多くの人が魅力を感じて集まってくるこの場所には可能性がある。決して壊してはならない場所だ。 YouTube でホタルの里(ルキオラ音楽隊)というミュージックビデオを公開しています。 視聴していただければ嬉しく思います。 ※情報保護の観点から、店舗名称は非表示といたしました。	引き続き住民の皆様にも丁寧に説明するとともに、本事業と地域自治体との共存共栄の実現に向け、ご理解を得られるよう努力してまいります。

(意見書 9)

No.	意見の概要	事業者の見解
33	風車を設置することでの五里合地区の環境変化について不安があるため、建設に反対しています。 五里合地区には、住んでいるからこそ分かる、実感できるほどきれいな空気、水があります。それは、ずっと昔から大切にされてきた自然が今も残っているからです。そのため地域にはめずらしい生き物も見ることができます。 これらは私たち住民にとって大切なものであり、そして子どもたちに残していきたいものです。	引き続き住民の皆様にご丁寧に説明するとともに、本事業による生態系への影響について、今後の現地調査の結果及び専門家からのご助言を踏まえ、予測及び評価してまいります。
34	風車が建設されることで、土壌は破壊され、自然環境は変わってしまいます。 風車の建設により、自然や生き物だけでなく、人体にも影響があると聞きます。説明会ではそのような情報は無いとの説明がありましたが、他地域での風車建設後の環境変化は耳にします。インターネットでも見ることができます。	自然環境の中に風車を建設するため、環境影響評価手続きにおいて、可能な限り影響を回避・低減するための取り組みを進めてまいります。
35	また、風車が役目を終えた後、それは放置され、朽ちていくとも聞きました。撤去されたとしても、その土壌がまたもとの豊かな土壌に戻るにはどれだけの時間がかかるのでしょうか。 それは、実際になってみないとわからない部分の多いことなので、とても不安に感じています。我が子はこの五里合地区の豊かな自然に大きな価値を感じ、将来も不便だが大事なこの地で生活していきたいと言っています。この土地の価値が下がってしまうのは非常に悲しいことです。人体に影響が出ること、土壌が、自然が壊れていってしまうことのリスクを抱えてまで建設する必要はあるのでしょうか。 風車建設によるこの地への影響は、お金には代えられないのです。一度失った自然は、生きている間に戻るようなものではないのです。 風車建設計画しないようご検討願います。	風力発電機は運転期間終了後に撤去を行います。従い、朽ち果てるという事象には至らず、撤去後の土地は緑化工事を行う等により、土壌そのものを破壊に至らしめることはないものと理解しております。 また、自然豊かな地区とのこと、本事業におきましても極力環境への影響を低減できるよう検討してまいります。

(意見書 10)

No.	意見の概要	事業者の見解
36	ホテルが飛び交う、美しい七夕の夜だった。あれからもう半年以上たったが、幻想的な景色は今でも忘れられない。 秋田県男鹿市にある里山で、男鹿市の里山を愛する人々で結成された音楽隊による音楽会が開かれた。会場は外。いすもすべて木を使って作られた。木の枝にはランプがつるされ、オレンジがかった暖かい光を放っていた。里山に面した田んぼに舞うホテルは、やわらかい光で夜の暗闇を包み込み、息をのむほどに美しかった。子どもから大人まで、様々な年代の人や、県外から訪れた人も多くいた。他のお客さんや、音楽隊の人たちともたくさん話して、里山が、どんな人とも心を通じ合える素敵な場所であることを強く感じた。音楽会では、子どもたちが音楽隊と一緒に歌う場面があった。そこでは、私の父が作詞、作曲を手がけた「ホテルの里」という曲を歌った。この曲には、父の里山に対する熱い思いが込められていて、歌ったとき、会場にいる全員との思いが重なった感じがした。みんなで楽しんで、笑い合える「里山」という環境は無くってはならない存在だと思った。	開発にあたっては慎重に進めるとともに、地域への影響を最小限に抑えるための計画を検討してまいります。 今後も地域住民の皆様方へ事業についてご理解いただけるよう、引き続き丁寧な説明に努めてまいります。

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

	今、男鹿市の里山に風車の建設の計画が立てられている。美しい里山の環境を、風車に壊されてしまうことはあってはならないと思う。あの音楽会は私にとって、里山の魅力を知るきっかけとなった。あの日感じた里山の偉大さを広め、里山を愛する人々で丸となって里山を守っていきたいと思った。	
--	---	--

(意見書 11)

No.	意見の概要	事業者の見解
37	琴川に嫁いで半世紀、寒風山と共に生きてきました。登山に始まり、遠足、祭り、野焼きなどいろいろな行事があります。お客さまがみえるとまず寒風山に行こうとなります。芝生に横になり、タコ上げなどして遊んだものです。先祖さまが守ってきた山、この地から離れざるをしなければならなかった人たちと私たち、心のよりどころとして生活してきました。帰省すると寒風山に……。私たちに守っていく責任があります。寒風山に傷をつけないで下さい。この美しい山に、男鹿のシンボル、秋田県のシンボルに風車を作るにあたって基礎何十メートル掘るかも明らかにせず、不信感がつのります。道路幅が10メートル。何もかも壊れてしまいます。飲料水も寒風山からいただいています。田や畑も。これらにも影響があると思います。	寒風山の景観を含め、環境への影響を極力低減・回避できる計画となるよう、検討してまいります。 風車の基礎につきましては、地盤の固さなどによって変わってくることから、今後実施予定の地質調査の結果を踏まえ設計してまいります。 また、風車搬入路直線部は有効幅員4メートルを基本としております。
38	またこのごろは自然災害があります。土砂くずれを見たことがあります。日本海中部地しんの時。20年後に元にもどすと言っていますが、完全にもどすことはできないと思います。今係わっている人は、ほとんどいなくなります。どうするのでしょうか。	水害や土砂崩れ等の災害につきましては、今後、専門家や関係機関と協議しながら、工事により発生する裸地の法面保護や、沈砂池等の各種濁水対策を講じることにより、安全性に配慮した計画となるよう努めてまいります。 事業終了後は原則として原状回復を目指しており、基礎撤去・整地・緑化工事までを行います。ただし、基礎杭を撤去することによる地山の崩壊や地盤の不安定化が懸念される場合には、関係機関や専門家、地権者の方とも協議のうえ基礎杭を存置することも検討いたします。 また、本事業を進めるにあたり金融機関から融資を受ける際には、事業者に対してではなく事業に対して融資を受ける形式(プロジェクトファイナンス)を取る予定です。このスキームでは、仮に風車メーカーや事業者が倒産したとしても、融資元の銀行が事業自体を管理して、次の事業者を探し、その事業者が事業を継続してまいります。従業員の退職等による入れ替わりの可能性はありますが、会社として対応してまいります。
39	ひとつたいへんな光景を目にしました、風の強さを計る実験塔の地けん者にハンコを押してほしいと地元の人をつれてきてしつこくせまっていたのです。他の地権者にも強く勧めたのだと思いました。いいことばかり言って……。あまり信用できない業者だと思いました。どうか未来の子供たちにこのままの姿に残したいです。大反対です。	そのような誤解を与えましたこと、誠に申し訳ございませんでした。地権者の方々に対しましては、これまで真摯に対応し、ご理解をいただいております。 今後も地権者の方々をはじめとより、地域の地域住民の皆様方に対してもご理解をいただけるよう丁寧な対応を心がけてまいります。

(意見書 12)

No.	意見の概要	事業者の見解
40	3年前に●●のAさんと出会い、琴川の里山を案内してもらったのがきっかけで、この地に魅了され夫婦で東京から秋田への移住を決めました。そして移住	これまでに地権者の方々をはじめとより、複数回にわたり地元自治会への説明会を開催してまいりました。引き続き、皆様にご理解いただけるよう、説明に

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

を決めた矢先に風力開発の計画を知ることとなりました。当時はまだ東京で仕事をしていたので、正直悩みましたが、やはりこの地は他にとって代わることでできない特別な場所だという思いは変わらず、昨年11月に五里合琴川にてワインショップを開業しました。 初夏に舞う蛍を見て、Aさんがこの自然を守りたい気持ちが良くわかりました。蛍は自然環境の素晴らしさを証明してくれる生き物、水と空気がきれいな場所でないといけません。蛍のあまりの美しさに感動し、お店の名前を●●と名付けました。 開業して間もないですが、秋田県内は元より、数時間かけて来てくださる県外のお客様、はるばる関東からいらっしゃるお客様もいます。SNSを通じて海外のお客様もいらしたり、オーストリアの著名ワイン生産者も、どうしても来たいと雪降る厳しい寒さの3月に来日訪問してくれました。いらっしゃる方みんなが、とても素敵な場所だと感動してくれます。それが自分の事のように嬉しく、ここに来て良かった、と日々心から思っています。 ただ、私達のお店から数百メートルの場所に巨大な風力発電が建ってしまったら、今あるお店もこの美しい風景も全く別のものになってしまいます。お店の目の前の道路が、風力開発工事の運搬の為、道幅を拡張しダンプが行き来するかもしれないという話をつい先日聞きました。事業者の方はよく道を通っているようですが、一度も直接会ったこともなければ説明もありませんでした。今までも不誠実な対応が多く見受けられましたが、正直今尚それを拭うことはできません。 男鹿半島は他の土地にはない固有の素晴らしい自然と景観があり、それは財産だと思います。東京から移住してきた私達の目にさえ、ずらっと並ぶ風力発電は異様な光景に映りました。まだ増やす必要が本当にあるのでしょうか。それは本当に自然環境、生態系への影響はないと言い切れるのでしょうか。今一度検討して頂きたいと切に願います。 ※情報保護の観点から、個人・店舗名称等は非表示といたしました。	努めてまいります。 今後環境影響評価手続きを進める中で、住民の皆様の声を伺いながら、調査、予測評価手法へ反映し、自然環境、生態系への影響の回避や低減に努めるとともに、事業計画に反映いたします。
---	--

(意見書 13)

No.	意見の概要	事業者の見解
41	4つの意見をお示しします。質問としてあげております。 平成22年の里地里山保全活用計画（環境省）にある「里地里山の環境は～中略～約3,000年という長い歴史を通じて～中略～形づくられ維持されてきたものです。」という文節をみるまでもなく、大規模な人工物の建設といった環境の変容への試みには、地域住民が望む「里山の環境の保全」を、地域住民が確信できる程度の検討を要すると思われます。 福島原発事故や大雨被害等々において聞かれた「想定外」という言葉が決して繰り返されないように、たとえば風車の基礎が水脈に与える影響などがないように、この場合は全ての市民とまでは言いませんが、ほとんどの地域住民、男鹿市民、秋田県民（男鹿の景観は男鹿市民だけのものではないので）が建設に納得できることが最低条件のように考えます。	魁新報や広報誌への掲載については、現時点では検討しておりませんが、市民や住民の皆様に対し、引き続き説明会の場を設けてまいります。

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

	①あきた魁新報及び男鹿広報に、風車建設賛成・反対の住民等の意見を同じ位の文字数で掲載するのはどうか。これに関して考慮を広げている市民・県民が多いとは思えないので。 風車が気候変動に対する取り組みの一環だとしても「医薬品のリスクとベネフィット」の表現を用いれば、「男鹿の里山」という地域に建設（処方）しなければならないという環境の変容（副作用）のリスクが、気候変動への好影響のベネフィット（症状改善）より少ないとは、なかなか思えません。本当に納得できるような繰り返しの説明を求めたいと思っています。「気候変動に対する世界や国の施策」は、ここ十数年～何十年といった期間に示されたものに過ぎないですし、二酸化炭素が原因と異なる説もあり、判然としないのです。	
42	②他の地域・海域ではない、この「男鹿の里山」に風車を建設する理由を示してもらいたい。また、ここで建設できない場合、他に候補地が考えられるか、教えて欲しい。	本地域は風況が良く、送電線や既存道路もあり、風力発電機の設置に適した地域と判断いたしました。また、男鹿国定公園の地域を避けることや、南側にある保安林を回避し、事業を計画したものです。なお、風力発電所建設の適地といたしましては好風況が見込まれる日本海側の東北地方や北海道などが候補として考えられます。
43	③市外からも沢山の人が訪れる、●●のAさんの蜚カフェ（“静か”で“暗い”“蜚がいる”環境）は“大きなイベント”という表現は当たらないかもしれませんが、貴重な取り組みだと思います。“貴重”なだけに完全な保全を希望しますがいかがでしょうか。いずれも、定量的・数値的に比較・返答できない事項かもしれませんが、そうでない回答であっても、是非、ご回答を期待したいと思います。最後に、“概ねの数”でも結構です。以下の質問を最後とします。※情報保護の観点から、個人・店舗名称等は非表示といたしました。	ご意見の「ホテルカフェ」における取り組みに関し現況把握を行うとともに、配慮した事業計画となるよう検討いたします。
44	④令和5年3月現在の男鹿市の住民世帯（12,467世帯、1世帯当たり1.97人）の全体（工場・会社等は除いて結構です）の電力を安定的に供給するには、現在の技術の風車で、約何本分が必要でしょうか。試算が難しければ「東京環境局が2015年に公表した“東京過程のエネルギー消費動向実態調査”による戸建住宅二人世帯の平均月間電気量331kwh」などの参考数値を用いても構いません。	現在も風況測定中であり、具体的な年間発電量を公表するに至っておりませんので、風車何本分というお答えは致しかねます。

(意見書 14)

No.	意見の概要	事業者の見解
45	【大規模改変に関して】 このような大規模な開発なのに地域の説明がほとんどない。不安を抱えている人が多い。もっと説明の機会を増やすべきである。	発電所アセス省令においては、環境影響の範囲とは「入手済みの情報によって、一以上の環境要素に係る環境影響を受ける恐れがあると判断される地域」とされております。従って、環境影響評価法に基づく住民説明会につきましては、男鹿市、大潟村の皆様を対象として実施しております。また、風力発電機の建設を予定している地元の2つの自治会に対しては、複数回説明会を開催しております。五里合振興会、男鹿中振興会に対しましても説明会を開催しております。地元2つの自治会に対しましては、今後も継続して説明会を開催予定です。
46	【土壌・土砂災害に関して】 最近秋田でも水害や土砂崩れなどが増えています。今の計画で住んでいる人たちに本当に影響がな	水害や土砂崩れ等の災害につきましては、今後、林地開発許可手続きに則り、専門家や関係機関と協議しながら、工事により発生する裸地の法面保護や、沈

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

	いのか疑問です。計画を今一度見なおして欲しいです。	砂池等の各種濁水対策を講じることにより、安全性に配慮した計画となるよう努めてまいります。
47	【景観に関して】 琴川の美しい自然と景観が壊されるのが勿体無いと思います。航空障害灯で星が見えなくなるので反対です。	航空障害灯の設置については航空法に基づき、必要最低限の設置といたします。
48	【生態系について】 琴川にはホタルが生息しています。その大切な自然が風力発電開発によって壊されていくとはとても悲しく思います。ホタルいる景色は日本で数少なくなっています。今ある景観を大事にして欲しいです。	開発にあたっては慎重に進めるとともに、影響を最小限に抑えるための対策を検討してまいります。
49	【住民との合意形成について】 町民の合意が取れているとは思えない。よくわからないまま計画が進んでしまっている。	これまでも地元である男鹿中間地区、五里合琴川地区におきましては複数回にわたり説明会を開催してまいりましたが、引き続き、皆様にご理解いただけるよう、説明に努めてまいります。

(意見書 15)

No.	意見の概要	事業者の見解
50	男鹿の名所、寒風山のダイナミックで美しい景観は重要な財産であり、観光資源でもあります。大規模な風車は景観を壊します。観光資源へのダメージだと思います。観光で寒風山に向かう途中にたくさん風車を見ることができます。琴川にも寒風山から見える風景にも風車は必要ありません。 能登地方で稼働している73機の風力発電施設全てが運転を停止しています。半数超で運転再開の見通しが立っていません。秋田県は全国でも2番目に風車がある県です。海岸沿いを見ても風車だらけです。これ以上建てず、今すでにある風車の電力効率を上げることに予算をかけてほしいです。	観光資源である男鹿半島の眺望景観に配慮した事業計画となるよう努めてまいります。 能登地方については、弊社の風力発電機も30基ございます。この中で風車の故障により運転できないものは1基ございますが、それ以外の風力発電機につきましては道路や送電線といったインフラ設備の問題で稼働出来ておりません。

(意見書 16)

No.	意見の概要	事業者の見解
51	長きに渡って紡いで来た自然の造形を簡単に壊してはいけないと思います。一度失った自然はもう易々と再生など出来ないし、もしかしたら2度と復元出来ない重大さをもっと知るべきです。	事業終了後の土地につきましては、地権者の方と協議の上、風車建設前の状態に近づけるべく緑化などを行いながら、原状回復をしてまいります。

(意見書 17)

No.	意見の概要	事業者の見解
52	琴川の●●で働いています。毎朝北浦を出発して、海沿いを走り田んぼと山々に囲まれたのどかな琴川がずっとわたしの職場です。男鹿の美しいあたりまえにあるものと思っていたかけがえのない自然と、そこに暮らす住人の日常や未来までもが、突然奪われようとしていることはとても悲しく、簡単に受け入れられるものではありません。 計画書にあるような巨大な風力発電機を10基以上建てるなんて、無謀で危険な自然災害に繋がりがねないと考えます。いくら事前に調査しようと、数年先の自然がどう変わっていくかは、実際のところ人間にはわかり得ない未知な領域だと思うからです。 何より、たくさんの中止を求める声があるにも関わらず計画を進めて行こうとするのは何故ですか？わたしたちの静かで豊かな暮らしを奪わないでくだ	今後、環境影響評価にて景観等の予測評価を実施してまいります。建設に反対している方々がおられる一方で、地元には本事業に期待しておられる方々がいらっしゃることも事実です。引き続き、地域住民の皆様方へ事業についてご理解いただけるよう、丁寧な説明に努めてまいります。

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

	さい。 計画中の風力発電の建設に反対します。 ※情報保護の観点から、店舗名称は非表示といたしました。	
--	--	--

(意見書 18)

No.	意見の概要	事業者の見解
53	たくさんの美しい自然を壊して発電が安定しにくい風力発電をなぜ建てなきゃいけないのでしょうか。環境負荷が少ないと言われているかもしれませんが風力を設置するのにたくさんの木々が倒され道路が作られると聞いています。 私たちが尊敬し大切に想うAさんが次の世代、次の次の世代、そのまた次の世代、ずーとこの美しい五里合琴川の自然が受け継がれていきますようにと願い、整備し守ってくれている地に傷をつけるようなことはしていただきたくないと思います。なので建設反対です。 人が少なくなっている男鹿ではありますが、ここの自然に魅力を感じ移住してくる人も少なくありません。Aさんの活動に賛同し琴川に足を運ぶ仲間もたくさんおります。想いがある人が集まる五里合琴川が今の素晴らしい形で残っていきますように。そして、どうかこの様に想う人たちの願いが貴社様に届き建設が中止になることを願います。 ※情報保護の観点から、個人名は非表示といたしました。	本事業においては、搬入路については一部新設箇所がありますが、基本既存男鹿市道を活用する予定としております。 引き続き住民の皆様に丁寧に説明するとともに、本事業と地元自治会との共存共栄の実現に向け、ご理解を得られるよう努力してまいります。

(意見書 19)

No.	意見の概要	事業者の見解
54	説明会にて質問をした者です。明確な回答をお願いいたします。 ①県知事、経産大臣、環境大臣、また、環境影響評価の委員により指摘がありました、『景観』に関することです。すべての方が、景観に関する懸念を示しています。どのような対処をする方針ですか??データを見れば、ある程度の予測は出来るはずですが、その程度の予測も出来ない業者が工事をするというのは、全くお話になりません。 貴社の方が、“まずは調査してみたら”との発言をされていましたが、まずは客観的かつ具体的な数値目標を示してください。でなければ、なんの根拠もない、感情的な話し合いになるだけです。明確に、視野角何度以内におさめるおつもりでしょうか??	お示ししている視野角は、現地調査を実施する前の段階であり、机上計算で予測しております。なお、風力発電機の垂直視野角について、「5～6°：やや大きく見え、景観的にも大きな影響がある」等とされている、送電鉄塔の見え方の知見は、1981年に数名の関係者が実験をして、「このように見えた」という各自の感覚をまとめたものであり、この視野角よりも小さくする必要があるというような基準ではありません。 景観への影響は垂直視野角の数字だけでは表しきれないと考えており、眺望対象との位置関係や配列等も、景観への影響を与える要素であると考えております。今後実施する現地調査によって主要な眺望点の状況を把握のうえ、風力発電機の設置位置や仕様等を検討することで、風力発電機の見えの大きさを極力小さくするなど、眺望景観への影響を低減してまいります。 また、風力発電機の設置による眺望への影響の程度の確認結果及び説明については、準備書においてお示しし、住民説明会を通じでご説明いたします。
55	②次は、風車の撤去に関することです。 説明会では、“現状回復が基本です。”と答えられていましたが、環境影響評価の審査会においては、“地主との話し合いにより、撤去しないこともある。”といった答弁をされておりました。その事を説明会で発言されなかったのは、非常に不親切であると感じまし	説明会でも回答させていただきました通り、事業終了後は原状回復することを基本としております。この場合の原状回復は風力発電機の撤去はもとより、基礎部分の撤去を含めたものを指しております。ただし、基礎杭を撤去することによる地山の崩壊や地盤の不安定化が懸念される場合には、関係機関や

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

	た。どう考えますでしょうか？ そして現状回復とは、いったいどのような状態に戻すことですか？また、それはどのような工事を行う予定ですか？さらに、現状回復が難しい状況とは、どのような状況でしょうか？ これらの質問は、近いうちに経産省や環境省の方とも話し合いを進めていく予定です。無駄に長引かせないほうが、お互いのためになると思います。 説明会の冒頭で発言されていたように、誠意のある態度で望んでいただきたいものです。 調査に入る前に、回答をお願いいたします。	専門家、地権者の方とも協議のうえ基礎杭を存置することも検討いたします。
--	--	--

(意見書 20)

No.	意見の概要	事業者の見解
56	風力発電については各地で建設の反対や撤廃の動きがある中、設置した場合の環境への影響と人への健康の影響、地元にとりだけの利益があるのか、疑問に思う事が多いです。 水素発電などエネルギー変換の動きもある中、設置する意義が感じられません。事業撤廃を要望します。	ご意見の点に関しましては、今後環境影響評価手続きの中におきまして影響を確認し、地元との対話を通じて検討していきたいと考えております。 なお、水素発電に関しましては、水素を作成するために電力が必要であり、その電力を再生可能エネルギーにて作成することによって、より環境にやさしい電力とすることが可能と考えております。従い、風力発電設備の設置については一定の意義があるものと考えております。

(意見書 21)

No.	意見の概要	事業者の見解
57	・秋田に生まれ育ち、大学・転職を機に秋田を離れることがあっても自然豊かで美しい故郷が大好きでした。特に男鹿地域は、幼い頃から家族でよく訪れ、大人になってからは五里合地区の里山で多くの仲間と出会うことができました。四季の移ろいを肌で感じ、夏はホテルを眺め、かけがえのない時間を過ごした大切な場所です。ここに風力発電機が建設されるかもしれないと聞いたときのショックは今も鮮明に覚えています。 ・私自身、数年前から環境問題に関心を持ち再生可能エネルギーの必要性も理解しています。風力発電について、にわかな知識のない一市民の意見となってしまうですが行き過ぎた風力発電は如何なものかと思います。 ・秋田を離れ、故郷を想う人の多くは風力発電機まみれの山や海を故郷と思い、帰りたいと願うでしょうか。健康を害する恐れ・景観を失う悲しさ・自然への影響・懸念点は多くあります。地域を想う人の声を第一に聞いてください。	今後、必要に応じて住民説明会を実施し地域の皆様と話し合いの場を設け、意見交換を重ねてまいりたいと考えています。 今後の環境影響評価にて、生態系、景観や騒音影響など、周辺環境への予測評価を実施し、適切な対策を講じることで、事業との共存が可能となるよう検討してまいります。

(意見書 22)

No.	意見の概要	事業者の見解
58	私は徳島に住んでいますが、2021年の8月～10月、2022年の3月の4ヶ月間、男鹿市に滞在し、インタビューを行いました。外から男鹿を訪れ、働いてみて、中期滞在して感じていたことは、「琴川には可能性がある」ということです。そのため、風力発電は反対です。 ●●はじめ、●●や●●が琴川に拠点を置き、生活を	今後環境影響評価を進めるにあたり、環境への影響を極力低減出来るよう努めてまいります。男鹿市への移住者がいらっしゃる一方で、地元には本事業に期待しておられる方々がいらっしゃることも事実です。引き続き住民の皆様に丁寧に説明するとともに、地元との共存共栄の実現に向け、ご理解を得られるよう努めてまいります。

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

	しています。そこには、彼らを目的に琴川を訪れて、土地を好きになって、もう一度帰ってくるという人の循環があります。わたしもその 1 人でホテルカフェに訪れたり、男鹿の人たちと交流するために男鹿を訪れたことがあります。風力発電が建てられれば、そのような人の循環がなくなるのではないのでしょうか。人の循環がなくなると、琴川の魅力を感じる人も、●●のお二人のように魅力を感じて移住する人もいなくなると思います。男鹿の人の努力と魅力が無駄にして欲しくないです。 ※情報保護の観点から、店舗名称は非表示といたしました。	
--	---	--

(意見書 23)

No.	意見の概要	事業者の見解
59	そもそも風力発電事業に対して、景観的立場その他から反対です。更に、地元住民からも既に計画初期から筋道を立てて反対している本事業について、反対を押し切ってまで実施する必要があるのでしょうか？	今後、環境影響評価にて景観等の予測評価を実施してまいります。地元住民の方々の中に反対の方がいらっしゃる一方で、本事業の実現に期待しておられる方がいらっしゃることも事実です。今後、皆様からのご理解をいただけるよう、説明に努めてまいります。
60	これまで経済産業省の主導により、数々の電力開発事業が試みられていますが、例えば、原子力発電に関しては、幾多のアセスメントが、試みられているにもかかわらず、その安全神話がゆらぎ、現在、ほとんどの施設で稼働されていません。 また太陽光発電についても、設置後、大規模な土砂災害を引き起こしたり、設置者と周辺住民の間でいざこざが生じている状態が数多く、完全なアセスメントが行われているとは考えにくいです。	環境アセスメントにおいては、一般的な環境下での事業実施に伴う影響を予測評価いたします。ご意見のような土砂災害、その他のリスク対策については、開発における林地開発許可等の各種許認可手続きで、具体的なプロセスを通じ安全が担保されるよう検討していきたいと考えております。地元地域住民の皆様方のご理解が得られるよう、引き続き丁寧な説明に努めてまいります。
61	このような状況から、設置を前提に設置者の主導で行われる環境アセスメントは、本来的に不完全であるといえるのではないのでしょうか？ これらを踏まえて、マニュアル的かつ形式的な環境アセスメントで計画を進めることは、ただ単に地元住民との軋轢を生じさせるだけであり、本事業は中止すべきと考えます。	環境アセスメントとは、事業計画に基づき現地調査にて現状を把握し、予測評価を実施するものです。本事業において、その影響の程度によっては事業計画の見直しも検討いたします。また、評価におきましては、一般財団法人日本気象協会に委託し、公平な観点から評価することとなります。その内容は経済産業省及び秋田県の専門委員により審査を受けることとなるため、中立性は担保されるものと考えております。

(意見書 24)

No.	意見の概要	事業者の見解
62	風力発電は再生可能エネルギーと言われていますが、ホテルの里は一度壊れると二度と再生はできません。今を生きる私たち大人が、ホテルの舞う自然環境を次世代に引き継ぐことが大切だと考えます。風力発電事業でホテルの里を壊さないでください。	開発にあたっては慎重に進めるとともに、影響を最小限に抑えるための対策を検討してまいります。

(意見書 25)

No.	意見の概要	事業者の見解
63	ホテルが住む素晴らしい環境とその環境を次の世代に残そうと地元の人たちが頑張っています。 この地区は蛍の里として秋田県内だけではなく日本中の人に注目されています。 環境を壊してまでも風車を設置する必要はあるので	開発にあたっては慎重に進めるとともに、影響を最小限に抑えるための対策を検討してまいります。

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

	しょうか。 琴川地区への風車の設置に強く反対します。	
--	-------------------------------	--

(意見書 26)

No.	意見の概要	事業者の見解
64	反対致します。その理由は ○方法書移行による説明会において建設ありきでの説明であったこと 建設業者と参加者が同じ土俵に立つことで得られるはずの説明理解が感じられなかった	建設ありきで事業を進めるのではなく、環境影響の回避・低減が十分に達成できない場合は、事業計画の見直しも検討いたします。引き続き、住民の皆様にご理解をいただけるよう努めてまいります。
65	○建設による地元への還元と里山を観光元とする男鹿、どちらが将来的に残しておくべきものなのかアンケートを取ってほしい	アンケート手法は設問の作り次第で結果が変わってくる可能性を否めないことから考えておりません。住民説明会等を通じ、意見聴取に努めてまいります。
66	○生態系への影響の危惧 琴川はすでにホタルの群生地で知られていること ホタルロードが建設による整備区間になっていること 20年後の撤収後に今のような生態系を取り戻すことは（データがなくとも）不可能と考えられる 以上です この点について熟慮していただくことを強く望みます	ホタルロードについて、対象事業実施区域には含まれておりますが、直接改変は行わない計画としております。また、具体的な内容は今後検討してまいります。また、濁水の流入といった影響を低減するための環境保全措置を実施することで、ホタルの生息地に及ぼす影響を低減できるものと考えております。引き続き、事業計画及び環境保全措置の内容について、検討してまいります。

(意見書 27)

No.	意見の概要	事業者の見解
67	男鹿半島に琴川周辺に風力発電の風車の建設は、反対です。建設にもっと適した所があると思うのですが国有地の少しの場所に無理矢理建設をしようとしているようにしか見えない。電気が必要で周りや地域の人を思うならもっと適した場所があると思う。多くの人が電気を必要としているなら地域の少ない人達や森に隠れている虫や動物が犠牲になっても仕方ないという考え方もおかしいし一人でも納得してもらえなければこの様な建設は、ありえない事です。それとも会社、企業側でこのぐらいの人数ならこのぐらいの割合なら反対がいなかったとしてもよいと独自ルールでも作っているのかと伺いたくなるような進め方に感じます。 男鹿半島、琴川周辺での風力発電・風車関係の物の建設は反対です。	今後環境影響評価を進めるにあたり、環境への影響を極力低減出来るよう努めてまいります。地元地区居住者の中に風力に反対されている方々がいらっしゃる一方で、地元をはじめとして市内には、当該地での風力発電事業の実現に期待しておられる方々がいらっしゃることも事実です。地域住民の皆様方へ事業についてご理解いただけるよう、引き続き丁寧な説明に努めてまいります。

(意見書 28)

No.	意見の概要	事業者の見解
68	洋上風力発電についてあまり詳しくはわからないのですが、本当に今以上に電力が必要なののでしょうか。現状で、例えば電力が足りずに停電する事態がたびたび起きているわけでもなく、各家庭の日常生活に支障をきたしている実感はありません。また、風車の形状にどこか刺々しさを感じるためか、海辺に立ち並んでいると人の暮らしの風景として違和感を覚えます。 開発のご苦労もありがとうございます。地域住民の意向を汲んだ最善な未来をともに作っていただければ幸いです。	弊社においては、国が推進する 2050 年カーボンニュートラルの実現に向けては、再生可能エネルギーのより一層の普及が不可欠であると考えております。 今後、環境影響評価方法書による景観調査をはじめとする各種調査結果を踏まえ、地元自治会の方々との協議を進めてまいりたいと考えております。

(意見書 29)

No.	意見の概要	事業者の見解
69	反対しております。	今後環境影響評価を進めるにあたり、環境への影響を極力低減出来るよう努めてまいります。建設に反対している方々がおられる一方で、地元には本事業に期待しておられる方々がいらっしゃることも事実です。地域住民の皆様方へ事業についてご理解いただけるよう、引き続き丁寧な説明に努めてまいります。

(意見書 30)

No.	意見の概要	事業者の見解
70	男鹿中いりあい風力発電事業に関し、以下のとおり意見を述べます。 まず、一般的に自然環境は一度壊してしまったら簡単に取り戻すことはできません。それでもなお、風力開発事業をこの地で行わなければならないことについての明確な説明がなされることを求めます。 次に地元から反対の声も挙がっている中、同じ秋田県に住む一市民として、開発ありきで話すのではなく、事業を推し進めたい側と反対する側とが、きちんと本当に同じ土俵に乗り話をするとところから始めて欲しいし、そうであるべきです。そのために、中立で第三者的な位置に立つことができるファシリテーターを招き、時間がかかったとしても対話を積み重ねた上で判断されることを提案します。決して形式的に、強引に話が進められることが無いようにして頂きたいです。自然環境は今ある人や動植物だけのものではなく、過去から受け継ぎこの先にある人や動植物のものでもあります。	本地域は風況が良く、送電線や既存道路もあり、風力発電機の設置に適した地域と判断いたしました。また、男鹿国定公園の地域を避けることや、南側にある保安林を回避し、事業の推進を決定したものです。 ご意見のとおり、開発ありきで事業を進めるのではなく、環境影響の回避・低減が十分に達成できない場合は、事業計画の見直しも検討いたします。 第三者をファシリテーターとして招くことは現時点では検討しておりませんが、上記の通り、開発ありきで事業を進めるのではなく、今後も住民説明会等を必要に応じて開催し、住民の皆様のご意見を頂戴できればと考えております。

(意見書 31)

No.	意見の概要	事業者の見解
71	風車の計画地域は男鹿市の水源となっている「滝の頭」およびその集水領域に隣接しており、何らかの影響が及ぶことを懸念します。男鹿市民が飲み水とし、また農業用水として使用しているこの水源の湧水量が減ったり、水質が変化したりしないか心配です。滝の頭は「溶岩流の末端部に位置している」(「美の国秋田・桃源郷をゆく」のウェブサイトより)とも、「大きな盆地状地形の排出口に相当」(滝の頭水源浄水場配布資料より)するとも言われており、そうした盆地状地形の近くに風車の巨大な支柱を何本も突き刺すことになれば、地下のもろい岩盤がダメージを受けて、地下水脈に不測の悪影響が及ぶ可能性があります。 このように男鹿市民の「いのちの源」になっている水に影響を及ぼす恐れがあることから、この風車建設計画には断固反対します。 今回の環境影響評価方法書に地下水の項目はなかったとのことで、「準備書」の説明会の前までには、中立な立場にある岩石・地下水脈の専門家たちによる公正な調査が行われ、その報告書が説明会場で提示されることを要望します。	風力発電施設の建設に伴う改変においては地下水脈を切ったり、地下水位を下げるような改変は行いません。風力発電機設置場所付近ではボーリング調査など詳細な地質調査を行い、地下水脈に影響を与えるような改変にならないよう事業計画を策定します。また、改変区域への降雨は沈砂池に集めたうえ、周辺の土壌にゆっくりと浸透させることで、地下水量の変化を抑制する計画です。
72	男鹿半島全域と大潟村は「男鹿半島・大潟ジオパーク」に認定されていますが、建設想定区域はこのジオ	地形地質の調査、予測、評価に当たっては、専門家にもご意見を伺いながら、適切な評価となるよう検

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

	パークの中にあります。想定区域のすぐ北には、古い時代の地層が露出していることで有名な「安田海岸」、すぐ南には、溶岩流の跡が見られる「板場の台」、そのさらに南側には寒風山の様々な展望地点、東側には寒風山のふもとの水を集めて湧水させている「滝の頭」があります。建設予定の風車群は、このような貴重な自然資源・景観資源の一部を損壊させることになり、そうした資源と相容れるものではありません。	討してまいります。
73	建設想定区域の近くに住む方々に対して健康上の悪影響が及ぶことも懸念されます。風車から生じる騒音や超低周波音、日照権の阻害、潟上市で起きたようなテレビなどの電波障害に悩むことになるのではないかと危惧します。 これは自然環境の保全と関連した住環境の保全の問題ですが、毎日その場所に住む方々にとっては死活問題です。こうした悪影響があまりにひどい場合には、その場所から他の場所への移住を余儀なくされたり、現状の豊かな自然環境での子育てをあきらめたりすることにもつながりかねません。	風車から生じる騒音、超低周波音、風車の影（シャドーフリッカー）の影響について、今後の実施する調査結果を踏まえ、影響を確認し、適切な保全措置を講じてまいります。 また電波障害についても、環境影響評価とは別途実施する調査にて、影響の有無を確認し、適切に対処いたします。
74	風車の建設は、琴川の里山を活性化しようとする方々の構想をつぶすことにもなります。周辺にある耕作放棄地を有効活用したり、ホテルやモリアオガエル、サンショウウオなど希少な生き物の生育環境を守ろうとしたり、里山の魅力にひかれて移住しようとしたり、この豊かな自然環境の中で子育てをしようとしたりする方々の思いを踏みにじることになります。 風車による害がひどくて周囲から人がいなくなる未来よりも、若い人たちが集まり、子育てを継続しようとする豊かな自然環境が維持される未来の方が良いことは明らかです。過疎化が進む秋田県、そして男鹿市にとって、今回のような風車建設計画は重大な試金石となっています。	弊社の事業がこの環境及び里山環境を守る地元の取組に悪影響を与えることが無いよう、慎重に開発を進めるとともに、影響を最小限に抑えるための対策を検討してまいります。
75	また、寒風山北麓に風車が林立することになれば、パラグライダーを楽しむ人たちの活動範囲を狭めることにもなります。一般社団法人秋田県観光連盟のウェブサイト「アキタファン」によると、寒風山は「東北でも有数のパラグライダーのメッカ」ですが、風車が立ちのぼるとパラグライダーを楽しむ方々の眺望の邪魔になるほか、風にあおられて風車に接近し、場合によってはブレードとの接触事故が起こる危険性もあります。	今後、寒風山にてパラグライダーを行っている「寒風山パラグライダーズスクール」との協議を行い、頂戴した配慮事項を検討する等、寒風山におけるパラグライダー利用と共存可能な事業計画となるよう検討いたします。
76	景観破壊という観点からも、この風車建設計画には反対せざるを得ません。寒風山と向かい合っている蛇越長根から妻恋峠に降りるハイキングコースからは、五里合から能代・白神山地へと伸びる海岸線の素晴らしい眺望を楽しむことができます。ところが、寒風山北麓に高い風車を林立させてしまうと、そうした眺望は台無しになります。もちろん、寒風山回転展望台からの眺望も妨げられてしまいます。近年では作家の司馬遼太郎氏が訪れるほどのこの寒風山の風光明媚な眺望の一部が失われ、県内外・国外からの多くの観光客もがっかりすることになるでしょう。	観光資源である男鹿半島の眺望景観に配慮した事業計画となるよう努めてまいります。
77	寒風山の山頂付近からの眺望だけでなく、ふもとからの眺望が変わってしまうことも危惧します。今でさえ、男鹿市の払戸地区から北の方に見える風車の数々を遠望して違和感を覚えています。それに加えて、寒風山の北麓に山頂ほどの高さの風車が林立するようになると、夕焼け空が美しい寒風山方面の	寒風山の山頂及び麓からの眺望景観に配慮した事業計画となるよう努めてまいります。

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

	景色が台無しになります。このように、寒風山のふもとの各地域に住む人たちにとって、風車が景観破壊をもたらすことは避けられません。	
78	「五里合風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する知事意見」によると、想定区域は渡り鳥の「主要な移動経路になっている可能性」があります。北方から男鹿半島を目指してきて、大潟村の国設「大潟草原鳥獣保護区」などに飛来する野鳥たちの移動の邪魔にもなります。バードストライクが頻発し、野鳥たちが来なくなってしまうかもしれません。このように風車の建設は、人間だけでなく、こうした野生動物にも害を及ぼす可能性があります。	今後の現地調査において、鳥類の飛翔状況の把握に努めてまいります。バードストライクに関する影響については、年間予測衝突数（1年間に風力発電機に衝突すると予測される個体数）を算出し、その結果を踏まえ適切に予測評価を実施し、事業計画へ反映いたします。

(意見書 32)

No.	意見の概要	事業者の見解
79	風力発電に関して、私は慎重な意見を持っています。確かに再生可能エネルギーとしての利点は多く、持続可能な未来に向けた重要なステップであることは否めません。しかしバードストライクや人間の健康への影響、生態系の乱れといった潜在的な弊害が実際にプロジェクトを導入してみないと明らかにならないという点は非常に懸念材料です。 代案については今のところ明確なものを持ち合わせておりませんが持続可能性と環境保護を両立させる方法を模索することが今後の重要な課題と感じています。	持続可能性と環境保護の両方とも重要と考えております。本事業による動植物を含む生態系への影響について、今後の現地調査の結果及び専門家からのご助言を踏まえ、予測及び評価し、可能な限り環境への影響を低減できるよう努めてまいります。

(意見書 33)

No.	意見の概要	事業者の見解
80	男鹿中いりあい風力開発株式会社が進める「(仮称)男鹿中いりあい風力発電事業」について、今年 6 月「環境影響評価方法書」が提出され、7 月 27 日に男鹿市文化会館において住民説明会が開かれました。私たちは 2 年前にこの事業の配慮書が出された時点で、事業の中止を求める意見を表明しましたが、残念ながら環境影響評価方法書を出す段階に進んだことは本当に残念に思います。27 日の説明会ではたくさんの反対意見が出され、改めてこの事業の問題点が明らかになりました。 私たちは、以下の理由で、この事業の中止・撤回を強く求めます。 1. 豊かな里山の自然と景観が取り返しのつかないほど破壊される この事業では国内最大規模の 4200kW の風車 11 基を建設する計画です。風車の羽根の直径は 136 メートル、鉄塔の高さは 104 メートルです。風車の高さは最大 172 メートルに達しますが、建設地の標高と合計すると寒風山の高さに匹敵します。こんな巨大な風車を 11 基建設しようというのです。こんな巨大な風車を 11 基も立てれば、寒風山を望む里山の美しい景観が取り返しのつかない形で破壊されることは明らかです。 また、こうした巨大風車の資材を建設地に搬入するには大規模な里山の開発が必要となります。図で示した対象事業実施区域には男鹿の豊かな里山の自然がありますが、建設工事によって取り返しのつかないほど破壊されることは環境影響調査をするまでも	今後現地調査を実施し、主要な渡り鳥のルートを始めとした周辺環境の把握に努めます。その結果を踏まえ、風力発電機の建設が、周辺環境に与える影響を予測・評価し、里山の環境が維持・保全されるよう、事業者として取り組んでまいります。

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

	なく明らかです。 また、日本野鳥の会秋田県支部から、この地域は渡り鳥の重要な移動経路になっているほか、希少な猛禽類の繁殖地になっている可能性があるなど、鳥類の生息に深刻な影響があることが指摘されています。	
81	2. 地元には事業に反対する住民がおり、地域の合意は得られていない。 発電事業を進めるには地元住民の合意が不可欠ですが、事業に反対する住民は数多くおり、地域の合意は得られていません。特に、対象事業実施区域の地権者で、事業に同意していない人がいます。地権者の同意なしに、環境影響評価を始めることは断じて許されません。 事業者は2年前に配慮書を出してから住民に働きかけてきましたが、説明に納得できない住民は少なくありません。先日の説明会でたくさんの反対意見が出たことがその証拠です。地元の合意が得られていない以上、事業を次の段階に進めることはできないはずです。	環境影響評価制度とは、事業が環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査、予測、評価を行い、その結果を公表して一般の方々、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていこうという制度です。 合意形成に向け、引き続き自主的な住民説明会の場を開催する等、住民の皆様のご理解が得られるよう努めてまいります。最終的には地元自治会と文書による合意形成を予定しておりますので、合意がないまま事業を進めることはございません。
82	3. 男鹿の里山の魅力を知って、地域に移住する若者が増えている。 2年前、私たちは男鹿の里山と生きる会を設立して、地域の里山の魅力を発信してきました。その結果、女性を含む若い移住者と、移住して起業する若者が増えています。少子高齢化・過疎化に悩む秋田県にとって、若い移住者が増えていることは無視できない事実だと思います。本日の発表者にもそういう方々がいます。	今後環境影響評価を進めるにあたり、環境への影響を極力低減出来るよう努めてまいります。男鹿市への移住者がいらっしゃる一方で、本事業に期待しておられる方々がいらっしゃることも事実です。引き続き住民の皆様にと丁寧説明するとともに、地元との共存共栄の実現に向け、ご理解が得られるよう努めてまいります。
83	4. 方法書には重要な問題がある。 縦覧されている方法書に次のような重要な問題があることが明らかになりました。 ・ 基本的な土壌や地質、地元の動向に関する資料が古すぎて適切ではない。 ・ 風車から最も近い琴川集落までの距離が700メートルしかなく、振動や超低周波音による健康被害が予想されるにもかかわらず、住民の健康被害を防止する調査を実施する計画ではない。 ・ 最近の異常気象を考えると、大規模な森林伐採による土砂崩れなどの可能性が懸念されるが、それに関する調査計画がない。 ・ 景観上大きな影響が出ることは必至なのに、「調査してみないとわからない」という態度で強引に調査を進めようとしている。 以上	文献その他の資料につきましては、公開されている最新の資料を引用しておりますが、引き続き最新の情報収集に努めます。 騒音・超低周波音の影響度合いは距離だけではなく、地形や土地利用の状況によっても異なります。現地調査を実施したうえで、地形や気象条件も考慮した予測により影響を評価し、その結果を準備書に記載いたします。なお、調査に際しては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(環境省、平成29年)に基づいて調査を実施いたします。 土砂崩れなどについては、環境影響評価とは別途、林地開発許可等の各種許認可手続きで、具体的なプロセスを通じ安全が担保されるよう、検討してまいります。 景観につきましては、距離だけでなく、主要な眺望方向への介在状況や、周辺樹木・建物等による遮蔽状況等を考慮し、総合的に影響度合いを判断するために調査を実施させていただきます。
84	1年前、五里合に風力発電施設ができると聞き、残念な気持ちになったのを鮮明に覚えています。6年前、自分が魅力を感じ移住した男鹿は、文化や自然を活かした観光を重んじ、山や海と共に生きる人々が集い、個人が自分らしく生きる男鹿です。風力発電所の建設は自分を魅了した男鹿の未来とは異なるのです。私たち市民は本当に先人が受け継いできた自然を10,20年と短いスパンで考え、利益の上がる方に向け、短期的な世界情勢に合わせて良いのでしょうか？ 再生可能エネルギーの利点や、秋田が風力発電の貴重な発電場なのは重々理解しておりますが、風力発電が立つことによって失われる景観について軽く考	景観に関しては、一定の配置計画が定まる準備書段階において、主要な眺望点からのフォトモンタージュをお示しいたします。 事業終了後は原状回復を基本としており、基礎撤去・整地・緑化工事までを行います。しかしながら、基礎杭を撤去することにより周辺土地への悪影響が懸念される場合においては、地権者のご了解を頂戴したうえで基礎杭を存置することも想定しております。 大雨等による影響ですが、基より設備を保全する観点からも林地開発許可手続きの中において、然るべき工事計画等を立案のうえ適切な工事を行います。

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

	えていないでしょうか？発電事業終了後は現状復帰すると約束されていますが、本当に現状復帰など自然をできるのでしょうか？海や山はアパートやテナントとは違うのです。今観光で生業をたてている人、山や海の恵みから還元を受けている人たちが、風力発電施設建設によって被害を被っては、税収増加や、賃料の収入などがあっても不平等と言う気がしてしまいます。1000人の流動人口を産んだとしても、2000人の観光客を失っては意味がありません。 先日の日本風力開発さんの説明会では、まだ閉じた発電所などがなく、現状復帰した例はないとおっしゃられていました。では、現状復帰できると言うのはどれくらい信憑性があるのか疑問に思います。また、昨今秋田では大雨での被害が拡大していますが、山を削ったりする地形や水流に影響のある風力発電所建設で、災害や被害が拡大する恐れはないのでしょうか？ 電力問題への解決策となる、関連産業も含め雇用が増える、なかなか希望の見いだせない地域にとっては希望となる。どれもそれなりに説得力がありますが、具体的な数字はほとんど見えず、既に洋上風力などで試算されていた県内への波及効果もどの程度あったか検証が曖昧だと個人的に感じます。景観や自然は公共財であり、それを一部の企業のために利用したり、一部の人たちが利益を得ることは、望ましいのでしょうか？ 私たち男鹿市民、そして次の世代へ自然や仕事、生活を受け継ぐ役割のある先輩世代として、もう少し厳しく自分の地域での新たな動き、進出してくる企業の動きに批判的に見る必要があると思います。●●と言う小さな飲食店を男鹿で営み、市民として男鹿に住む自分は、もう少しこの開発の動きのメリット、デメリットを行政を含め、市民皆で整理し、民主主義のオープンなプロセスを経て、地域の未来をどうするか皆で考える必要があると考え、さらなる試算の実施や情報公開、議論の場の提供を求めます。 ※情報保護の観点から、店舗名は非表示といたしました。	※林地開発制度 ① 森林のもつ災害防止のはたらきが、開発することによって失われ、土砂の流出や崩壊その他の災害を発生させるおそれがないこと。 ② 森林のもつ水害の防止のはたらきが、開発することによって失われ、下流保全区域に水害を発生させるおそれがないこと。 ③ 森林のもつ水源かん養のはたらきが、開発することによって失われ、水の確保に著しい支障をきたすおそれがないこと。 ④ 森林のもつ環境保全のはたらきが、開発することによって失われ、環境を著しく、悪化させるおそれがないこと。 現段階で雇用人数などの具体的な数値をお示しできず申し訳ございません。今後関係機関との協議や説明会等で頂戴する地元の皆様のご意見を参考に、地権者の方のみならず、住民の皆様に貢献する策を検討してまいります。
85	以下の意見を申し上げます。 1. 風力発電のために風車を建設することで、生態系および生物多様性に影響を及ぼす可能性が示唆されています。風車建設に伴う生態系サービスの損失について、十分に調査され、適切な説明が行われているのでしょうか。	今後、適切に調査を実施するとともに、対象事業実施区域及びその周囲における生態系の状況の把握に努めてまいります。その結果を踏まえた予測評価の内容等については、準備書にてお示しいたします。また、準備書段階においては住民説明会といった形で説明の場を設けさせていただきます。
86	2. また五里合地域では、自然資源を活用した地域の催しが頻繁に開催されております。この点についても、風車建設に伴う地域経済活動や文化的活動への影響が懸念されますが、十分な説明や合意はなされているのでしょうか。 本計画の進行にあたっては、生態系および地域活動への影響を最小限に抑えるための具体的な対策が示されることを求めます。化石燃料の代替エネルギーの必要性については理解しております。しかし地域の景観や自然資源は五里合地域の住民にとって、たった一つの故郷の景色でもあります。地域住民の暮らしの豊かさとも両立できるような土地選定が行われることを強く望みます。	地元自治会である五里合琴川自治会、男鹿中中間自治会に対し、これまでに3回ずつ住民説明会を開催し、事業についてご理解を得られるよう努めて参りました。今後、現地調査を行い、結果を準備書にてお示し、それらの評価の結果も含めた合意形成に向け、住民の皆様のご理解が得られるよう努めてまいります。 生態系および地域活動への影響につきましては、今後の環境調査において予測評価してまいります。
87	環境影響評価方法書（令和6年7月）に関連して取り急ぎ以下の意見を申し上げます。 1. 「地域住民等」に対し丁寧かつ十分な説明を行うこ	発電所アセス省令においては、環境影響の範囲とは「入手済みの情報によって、一以上の環境要素に係る環境影響を受ける恐れがあると判断される地域」

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

	と →そもそも今回の地域住民等というのはどの範囲の住民を指すのか。男鹿市全体なのでしょうか。範囲指定があることで説明会の回数や、場所等が適切かの判断材料になると思います。	とされております。従って、局所的な地域住民の方々のみならず、影響を受けると判断された地域を対象としております。
88	2. 緑化に伴う修景計画 →計画(植物の選定等含む)と実施、実施後の管理等のスケジュールを教えてください。 私が生まれる前から集落の大切な資源として活用されてきた琴川の農地や山。高齢化や担い手不足等を理由に一度、耕作放棄されたものの、一部の耕作放棄地を舞台に地元の方と山の整備や農地整備に関わらせていただいています。 常に綺麗な水が流れ、多種多様な生物を見て、鳴き声を聞き、蛍の季節はお金なんかでは表せない価値があると思っています。農地一つから、関わる人が増え、農作物の栽培だけではなく火を囲みコーヒーを飲んだり、畦の横で地元の子供と遊んだり、夜はキャンプをして酒を交わしたりと、この先も多くの人に多様な関わり代を生んでくれるのだろうと男鹿に移住した1人としてワクワクしています。 今回を機に、琴川の資源保護活動や教育活動、持続可能な農村コミュニティの維持形成について多くの方々と前向きに考えていけるのではないかと思います。 未来を考え、本当に集落に必要なのは何なのか、多方面からの情報を整理し、比較し、伝え、選択をすることを関係者と共に丁寧に行っていきたいと思います。 以上	工事着工前の段階から種子の選定等を含め、関係機関や地元地権者様等と相談をしております。状況に応じて、工事中または工事完了後から、緑化を進める予定としております。
89	日本野鳥の会秋田県支部は、野鳥を通して自然に親しみ、自然を守る活動を行っている団体で、1979年(昭和54年)に設立されました。令和6年3月末現在で会員数は228名おり、毎月定例の探鳥会、県内各地での観察会、野鳥の生息調査や保護活動を行っています。 秋田県内で乱発・急増している風力発電事業に対しては、鳥類の保護、生態系・生物多様性保全の観点から、公益財団法人日本野鳥の会や日本雁を保護する会とも連携しながら、事業者や関係機関に対して意見と要望を提出してきました。 今回の事業に関しても、令和4年6月に「(仮称)五里合風力発電事業に係る計画段階環境影響評価配慮書に対する意見書」を既に発出しています。その要旨は次のとおりです。 「対象事業実施区域(以下、対象区域という)は、渡り鳥の重要な移動経路となっている男鹿半島の付け根に位置し、さらに希少な猛禽類の繁殖地となっている可能性があることなどから、風車の建設は鳥類の生息に深刻な影響を与える。この地域には既に周辺の風力発電施設が多数建設(稼働)されており、さらに男鹿半島南北に大規模な洋上風力発電事業が計画(稼働)されていることから、これ以上の風車の建設は鳥類保護の観点から避けるべきである。本事業は環境影響評価方法書の作成に進まずに、現段階をもって事業を中止すべきである。」 今回その願いにも関わらず、環境影響評価方法書が縦覧されるという段階に進んだことは大変残念に思います。男鹿半島は男鹿国定公園に指定されており、鳥類のみならず多様な動植物の生息地で、貴重な地	今後の現地調査において、対象事業実施区域及びその周囲における鳥類の生息状況の把握に努めるとともに、その結果を踏まえ、本事業による影響を極力回避、低減できるよう、事業計画へ反映いたします。

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

	質・地層・化石等を産し、その見事な景観とともにその保全に努めることは当然と考えます。さらに対象区域のすぐ近くには寒風山鳥獣保護区、八郎潟西部鳥獣保護区、大潟草原鳥獣保護区等、鳥獣を保護すべき重要な区域が多数指定されており、八郎潟も IBA (日本の重要野鳥生息地) として国内外からも注目されている重要な場所です。ここには毎年多くのガン・カモ・ハクチョウ類等が越冬あるいは渡りの中継地として渡来し、チュウヒのような希少な猛禽類をはじめ多様な鳥類が繁殖しています。 改めて、このような区域での風車建設計画は白紙撤回していただきたいと考えます。 なお、今回の環境影響評価方法書に対して、当支部として改めて意見書を提出する予定です。その中では評価書に記されている鳥類の調査方法等についても意見を述べることになると思いますが、それはこの計画を容認するものではなく、あくまでも事業の白紙撤回を求めるという立場であることを繰り返し申し上げます。 ※添付資料については、個人情報が含まれる内容であったこと、また、図面については 7/27 に弊社で開催した説明会資料からの抜粋であり、転載禁止とさせていただきます。省略させていただきます。	
--	---	--

(意見書 34)

No.	意見の概要	事業者の見解
90	私は「方法書」を閲覧し、7月27日に男鹿市文化会館で開かれた説明会に参加して、本計画に重大な欠陥をいくつも発見しました。このような欠陥を含む本計画は環境影響評価の段階に進めるべきではありません。また、本計画が持つ重大な欠陥は計画自体に内在したもので、「方法書」を修正しても解決されるとは思えません。よって、本計画は現時点で中止するのが適当だと考えます。 以下、私が発見した本計画の欠陥を以下に述べます。 1. 低周波音等が引き起こす住民の健康被害を防止する調査が含まれていない 説明会で私が風車から最も近い集落について質問したところ、「60戸が住む琴川集落が最も風車に近く、その距離は700メートルである」との回答がありました。しかし、久留米大学の石竹達也教授による既往研究によれば、風車までの距離と住民が感じる不快感や睡眠障害の間には有意な関係があり、風車までの距離とアノイアンス（不快さ）との関係は1500～2000mで30%、1000～1500mでは50%、1000mでは60%の住民が不快感を感じるという結果が出ています。また、風車までの距離と睡眠障害の関係では1000m以下では41%が睡眠障害を起こしています(注1)。 石竹教授が調査した風力発電施設は2400kWです。男鹿の風車は4000kWですから男鹿の方が1.6倍の規模となり、風車本体も男鹿の方がはるかに大きくなります。このような巨大風車を60戸の住民が住む琴川集落から700mしか離れていない場所に建設すれば、住民のアノイアンスや睡眠障害が起こる可能性は極めて高いといえるでしょう。 説明会で私は「住民の健康被害を予防するような調	アノイアンス（不快感）に関しては、風車との距離の他、個人の感覚差が影響する可能性は否定できませんが、アノイアンスと距離の関連を示すような指標が確立されていないのが現状です。 一方で、風車の純音成分がアノイアンスと関連している可能性が示唆されていることから、純音成分の小さい機種を選定することも考慮いたします。今後の調査及び予測評価を経て、風車から近隣住居への影響を十分に検討し、必要な対策を講じる所存です。 なお、風車を建設した際には、メンテナンスを適切に行うことにより、異音の発生を抑えるといった保全措置を行う予定です。

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

	査を実施しないのか」と聞きましたが、「そのような調査を実施する予定はない」との回答でした。このような環境影響評価調査では到底地域住民の健康被害を防止できません。 注：石竹達也、2023-2025、「風力発電等による低周波音・騒音の長期健康影響に関する疫学研究」 (https://www.env.go.jp/policy/kenkyu/special/houkoku/data_h27/pdf/5-1307.pdf)	
91	2. 本計画に同意していない地権者がいる 本計画に同意していない地権者が複数名いることは地元住民への聞き取りで明らかになっています。地権者の同意なしに、環境影響評価を始めることは断じて許されません。事業者は2年前に配慮書を出してから住民に働きかけてきましたが、説明に納得しない住民は減ったどころか、事業計画区域にワインの店を出店したBさんのようにむしろ増えています。7月27日の説明会でたくさんの反対意見が出たことがその証拠です。地元の合意が得られていない以上、事業を次の段階に進めることはできないはず ※情報保護の観点から、個人名は非表示といたしました。	ご意見については、方法書による今後の調査、予測、評価を行うなかで明らかにしてまいります。地元住民の方々に対しても、必要な情報を丁寧に説明させて頂きながら、ご意見等も賜りつつ対話を通して慎重に手続を進めてまいります所存です。 なお、環境アセスメントの方法書による影響調査については、必ずしも事業の実施を前提としたものではございません。調査の結果によっては事業計画の見直しも検討いたします。
92	3. 景観上の問題があるのは明らかなのに調査を強行しようとしている。 説明会では、「本計画のような巨大風車を建設すれば景観上の問題が起こることは避けられないだろう」という意見が出ましたが、会社側は「環境影響評価調査をしないと問題があるかどうかわからない」というような趣旨の回答に終始しました。 1の低周波の調査もそうですが、問題が出るのは明らかなのに、「調査しなければわからないから調査したい」という会社側の姿勢には問題に誠実に向き合う姿勢が感じられません。 以上の理由から、本計画が現時点で中止するのが適当だと考えます。 なお、私たちは8月7日に秋田県庁記者会見室において、本計画に反対する住民と専門家の意見を記者発表しました。そこにもたくさんの問題点が指摘されていますので、当日の資料と新聞記事を添付します。 ※添付資料については、個人情報保護の観点から省略いたしました。	今後実施する現地調査の結果を踏まえ、地形及び樹木による遮蔽を考慮した風力発電機の配置を検討し、風力発電機の見えの大きさを極力低減する等、眺望景観に配慮した事業計画となるよう努めてまいります。 なお、低周波に関する回答は、上述の回答の通りです。

(意見書 35)

No.	意見の概要	事業者の見解
93	風力開発の市場は陸上から洋上に流れが変わってきているという内容の記事や海外ではシェア率トップの欧州で陸上風力発電の廃止なども想定されているという記事を目にしました。国内他県では劣化に伴い撤去するところが増えている中で、再生可能なエネルギーをつくるはずのものが持続可能ではないものをたてる現状に疑問を感じています。廃棄、リサイクルの点で課題をかかえる中で、ここ男鹿に、今すぐにでも陸上風力をたてなければいけない理由が知りたいです。	国内においても洋上風力に力を入れる流れとなっておりますが、現段階ではまだ初期の段階であると理解しております。その状況下において、陸上風力発電も重要なエネルギー源であると認識しております。 本地域は風況が良く、送電線や既存道路もあり、風力発電機の設置に適した地域と判断いたしました。また、男鹿国定公園の地域を避けることや、南側にある保安林を回避し、事業の推進を決定したものです。
94	②方法書の内容に記載があった、2.1 対象事業の目的の中で地域と共生し、調査、工事、メンテナンスといった各段階での地元企業の活用や地元人材雇用とい	地元での雇用について、例えば青森県では、風車のメンテナンスを行っている弊社の関連会社等を含め、グループ全体で約77名程採用しておりますので、

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

	った社会経済活動を通じ、地域社会への振興に寄与することを目指していると記載がありますが、地元の人を中心に採用されたいとは思いますが、市内どこも人材不足の中で、御社に地元の人から応募がなれば、そもそも採用されず男鹿市に対してのメリットが欠けるのではと個人的に感じています。 御社の陸上開発実績から、地元の人を雇用した実績をすべて教えてほしいです。その雇用をおこなった事でその市にもたらしたメリットもわかりやすく数値で教えて欲しいです。	弊社といたしましてはメリットをもたらしたものと考えております。
95	③方法書の内容 2.2-9 (11) ページに、変電所予定地の記載がありますが、変電所の周辺地域の住民への説明や周知の予定はありますか?変電所があることで高周波や低周波などの騒音はあるものですか?	変電所の周辺地域の住民への説明や周知については必要に応じて行ってまいります。 変電所から発生する騒音には、変圧器からの音が含まれることがありますが、各種機器から発生する騒音が、周囲の生活環境に影響を及ぼすことが無いよう騒音影響を最小限に抑えるための遮音壁等の対策を検討してまいります。
96	④方法書の内容 2.2-12 (14) ページに記載があった、電気工事の仕方で連系線工事をおこなうことで、携帯電話やテレビに電波障害は発生しないのでしょうか?調査をしていただきたいです。	連係線、変電所関係においては、携帯電話やテレビ受信障害は発生いたしません。 ただし、風車による電波障害については別途調査を予定しております。
97	⑤方法書の内容 2.2-12 (14) ページに記載があった、工事期間に 8～18 時の時間帯に工事用車両の通行を想定しており、建設工事にあたっては、土石を異動するダンプトラックが走行。また風力発電機基礎工事の際にはミキサー車が走行。1 日あたり最大 300 台程度を想定。大型部品の積替え場の検討に当たっては住宅からの距離を十分にとる計画と記載がありますが、近隣住民への配慮はもちろんです、県内外から多くの人たちが男鹿市に訪れます。 観光客が主要として使うなまはげラインだからこそ、交通の渋滞や事故などが起きないよう配慮いただくことはもちろんです、地権者以外にも観光者向けに多くの周知をしていただけないのでしょうか? また、男鹿市内の観光案内所や市役所にクレームがいかないように、この事業に関する問い合わせ先として窓口を開設するお考えはございますか?	方法書でお示した工事用車両の走行台数は、現時点で想定される最大の台数ですので、現地調査等の結果を踏まえ、準備書にて正確な台数を記載させていただきます。 住民の皆様へは工事前に説明会を実施いたします。現時点では観光者向けの周知の実施は予定しておりませんが、工事工程の調整等により車両台数を平準化し、工事のピーク時における台数の低減を図る等、ご懸念の事態が発生しないよう務めさせていただきます。 また、現時点では本事業に関する特設窓口を開設する予定はございませんが、クレーム等に関しては秋田市の関連事務所または親会社の日本風力開発株式会社までご連絡いただけますと幸いです。
98	⑥事業実施区域はギリギリ国定公園ではないところで想定されていますが、国定公園に挟まれている環境化にあります。 人気のジオサイト安田海岸と寒風山に挟まれた場所に計画をされていますが、寒風山は男鹿市内でも観光スポットとして人気も高く、未来に残したい草原の里 100 選に東北で唯一の選定をうけたのが寒風山です。 特に周辺には高い建物が無いことから、たつことになれば、すぐに視界に風車がとびこんできます。 方法書第 4 章 計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果内の 4.3-75 (259) ページにも視野角 5.9 (景観的にも大きな影響がある) と記載がありました。 距離にしても思っていた以上に近いことを方法書で知りました。 観光地として人気の寒風山からの景観を考えると景観を破壊するのではと懸念します。県外だけでなく県内から足を運ぶ観光客も多いです。 現在作成されたモニター写真写真は限られたところでしか公表をされていませんが、男鹿市が観光に力をいれていることもあり、多くの人の意見を聞いた	お示ししている視野角は、現地調査を実施する前の段階であり、机上計算で予測しております。なお、風力発電機の垂直視野角について、「5～6° : やや大きく見え、景観的にも大きな影響がある」等とされている、送電鉄塔の見え方の知見は、1981 年に数名の関係者が実験をして、「このように見えた」という各自の感覚をまとめたものであり、この視野角よりも小さくする必要があるというような基準ではありません。 景観への影響は垂直視野角の数字だけでは表しきれないと考えており、眺望対象との位置関係や配列等も、景観への影響を与える要素であると考えております。今後実施する現地調査によって主要な眺望点の状況を把握のうえ、風力発電機の設置位置や仕様等を検討することで、風力発電機の見えの大きさを極力小さくするなど、眺望景観への影響を低減してまいります。 また、風力発電機の設置による眺望への影響の程度の確認結果及び説明については、準備書においてフォトモニターをお示しし、住民説明会の場を通じてご説明いたします。

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

	めに、寒風山展望台、板場の台、風穴様々な角度からモニター写真を作成いただき、誰でも閲覧できるよう寒風山展望台へ掲示し、ネットに公表し多くの意見をアンケートなどで集めてはいかがでしょうか?地権者の了承だけではなく、秋田県内でも人気の観光地だからこそ多くの意見を聞いていただきたいです。	アンケート手法は設問の作り次第で結果が変わってくる可能性を否認しないこと等から考えておりません。住民説明会等を通じ、意見聴取に努めてまいります。
99	⑦方法書の内容 3.1-12 (33) ページに記載があった、光化学オキシダントは環境基準を達成していないと記載されています。 達していないのであれば計画自体を見直すべきなのではないでしょうか? また工事に伴いミキサー車が 300 台近くとその他関連する車が走ると予測されていますが、その環境を想定して調査と評価をお願いします。	ご意見の光化学オキシダントにつきましては、方法書にて現地の現況をご説明したところです。 風力発電所設置の際の工事に係る大気環境への影響は、工事用車両台数等の比較において、火力発電所等大規模な発電他事業より工事規模が小さいことから、令和 2 年に、風力発電所の環境影響評価項目から削除されております。 また、工事用車両の走行や建設工事に伴い発生する、窒素酸化物に起因する光化学オキシダントによる影響は、現時点で既に超過しているものの、風力発電所の建設による寄与はほぼないため、影響はないものと考えております。今後、工事工程の調整やルート分散化等を行うことにより、影響の低減に努めてまいります。
100	⑧大気質の状況のすべての項目で、令和 4 年度の数値での記載がほとんど記載されていると思いますが、コロナ過やコロナ明けしきれていない時の数値を判断基準にするのではなく、大きな工事がおこなわれた時の数値や県内で同じ規模の風車がたてられた時の数値を出して示すべきではないでしょうか?	地域概況における大気質の測定状況の記載は、恣意的にコロナ禍時の測定結果を掲載した訳ではなく、最新の測定結果、及び過去 5 年の経年変化を掲載しております。準備書においても、引き続き最新のデータ引用に努めます。
101	⑨方法書の水質の状況の欄で 河川、湖沼、海域、地下水、底質の状況すべて対象事業区域及びその周辺において、河川の水質調査は実施されていないとのことですが、工事の影響でどれくらい変わるのか基準値となるものが必要となるのではないのでしょうか。 この機会に御社で実施をお願いいたします。	方法書記載のとおり、対象事業実施区域周辺の本事業実施による水の濁りの影響が出る可能性がある河川において、調査を実施します。建設工事期間中に、一時的に発生する裸地への降雨で濁水が発生する恐れがあり、その濁水対策のため沈砂池を設置します。併せて、工事中に設置する沈砂池排水が周辺河川に影響を与えるのか与えないのか、与えるのであればどの程度なのかを予測し、評価を行う計画です。
102	⑩方法書の内容 3.1-73 (94) ページで 11 号機が保安林区域すれすれですが、問題ないのでしょうか?	ご意見のページの図面が見づらくなっておりますが、実施区域と保安林の間には道路が挟まれており、実際には実施区域に保安林は含まれておりません。
103	⑪方法書の内容 3.1-72 (93) ページで今回の建設が第 2 種特別地域と第 3 種特別地域にとっても近いことがわかりますが専門家の見解をおきかせいただきたいです。	第 2 種特別地域及び第 3 種特別地域を含む男鹿国定公園については、事業区域に含めない形での事業計画といたしました。そのため、男鹿国定公園には直接的な影響は及ばないと考えております。これまで関係機関よりご指摘を受けておりませんが、引き続き、関係機関のご意見を伺いながら検討してまいります。
104	⑫方法書の内容 3.2-13 (117) ページで、1 号機予定地にため池がありますが、農業を営む方たちの中に使用している人がいないのか、調査が必要ではないのでしょうか?	ため池の使用の状況につきましては、関係機関とも相談の上確認を取ってまいります。
105	⑬近年、秋田県内は大雨の被害が多く見られています。 2023 年 7 月の大雨も男鹿市内で土砂崩れなどが確認され、琴川地区でも何カ所か確認がされています。 方法書でも風車の建設予定地の地質を見るとたてる場所によって様々で、砂礫、泥・砂・礫、砂岩、砂岩シルト岩互層、新期安山岩などがあるそうです。 今年 7 月に松山市で大雨による土砂災害がありましたが、松山城周辺は、礫岩、砂岩、頁岩で形成されて	情報をご提供いただきありがとうございます。事業熟度が一定以上高まった段階でのボーリング調査を検討しており、各風力発電機の設置予定位置の支持地盤調査を予定しております。地質調査結果に応じた基礎形式を採用することで、安定性の確保に努めてまいります。 今後の検討において、関係各所と協議をしながら工事により発生する裸地の法面保護や、沈砂池等の各種濁水対策を講じることにより、土砂災害の発生を未然に防止するように努めてまいります。

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

	いきましたが、本来丈夫だと判断されている場所でも表層は風化して崩れるという傾向にあるそうです。建設予定地は工事をおこなう中で土砂災害などに問題ない地質なのか表層崩壊の可能性がないか調査していただきたいです。 <参考>秋田県男鹿市五里合琴川年内にある田んぼに行く道で雨で穴があいていたのを見たことがあったので地質の弱さが心配です。写真撮影時は2022年8月で昨年のも雨より前のものです。 	
106	⑭御社の風力開発の実績にあげられている風車で、倒壊や破損、未補修などの問題が起きるケースもあったかと思えます。 風車は海外メーカーが主流の中、風車を製造した海外の企業が倒産しているケースも見られますが、万が一製造国の企業が倒産した場合、故障やブレード落下などにより、修理ができないなどが発生した際は、契約期間内でも放置せずすぐに撤去するなど、すべてのおこりうる問題を仮定し細かく責任の所在を明確にし、示してください。	過去に発生した事故等の経験も踏まえ、ご意見のような事象が起こらないよう、まずは弊社グループ会社のイオスエンジニアリング&サービス株式会社にてしっかりとメンテナンスや予防保全の対応を行ってまいります。 万が一、ご意見のような事態が発生した場合は、修理が出来ずに放置するようなことはいたしません。故障などが発生した場合は、イオスエンジニアリング&サービス株式会社が風車メーカー等と協働して、原因の究明と対応策の立案、再発防止に向けた監視体制の策定並びに修理を行ってまいります。
107	⑮寿命をむかえた風車がしっかりと撤去されるのか、とても不安に感じています。海外のメーカーが倒産したりする中で、万が一御社で撤去できなくなった場合を仮定しその場合の保証と撤去する事業者の選定(何十年後も事業をしているであろう企業)を計画の段階から示していただきたいです。風車撤去費用が地権者や地元自治体に押しつけられることがないように地権者と自治体と契約していただくことは可能ですか?	供用期間終了後は、事業期間中に積み立てた撤去費及び処分費用を基に風車を撤去いたします。 なお、本事業を進めるにあたり金融機関から融資を受ける際には、事業者に対してではなく事業に対して融資を受ける形式(プロジェクトファイナンス)を取る予定です。このスキームでは、仮に風車メーカーや事業者が倒産したとしても、融資元の銀行が事業自体を管理して、次の事業者を探し、その事業者が事業を継続してまいります。従い、途中で事業者がいなくなることや、撤去費用が地権者や自治体に押し付けられることはございません。
108	⑯今回使う風車の製造国の記載がなかったのですが、どこのメーカーを予定されていますか?	採用予定の風車につきましては現在検討中であるため、事業熟度が高まった準備書以降でお示しいたします。
109	⑰能登半島地震において、ブレードが折れ曲がったり、落下するなどの被害があったという記事を目にしました。 日本海側では海底の活断層がこれからも動くだろうと推定される中で、自然災害はいつどこで起きるかわかりません。そういった時に安全性をどのくらい担保できるのでしょうか。 また、そのような自然災害において風車が倒れ人的被害や建物被害や自動車事故などがあった場合は、御社ですべての責任をもっていただけるのでしょうか?	能登地方について、弊社の風力発電機も30基ございます。現時点では能登の地震による既設風車の1基のブレード破損について把握しておりますが、落下についての情報はありません。被害状況については引き続き確認してまいります。それ以外の風車29基につきましては被害の報告を受けておりません。 風力発電設備の安全性については、建築基準法及び電気事業法において基準が定められております。極めてまれに発生する規模の地震がおきても構造上安全であるよう、経済産業省の技術指針に基づき設計しております。 また、弊社グループ会社のイオスエンジニアリング&サービス株式会社においては地震が発生した際に

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

		は、地震対応マニュアルに基づき行動いたします。万が一、地震による被害が発生した際には、まずは状況を確認し、必要に応じて調査等も行いながら、原因の究明や対応策等を検討してまいります。
110	⑱風力発電機による携帯電話の電波の悪さやテレビ受信障害の問題が近隣地域であるとよく耳にし私自身も感じています。 高齢者にとってテレビは情報を確認するための手段です。風力発電機をたててから電波が悪くなったではすまされません。 琴川、中間口と風車建設前の各家庭のテレビの受信状況を確認頂き、風車建設された場合に、テレビへ障害が起きた場合の保障をお約束ください。 そして、問題が生じた場合にクレームの電話が市役所に問い合わせがいかないように、御社で事前にこの事業に関する問い合わせ先として窓口を開設するお考えはございますか？	実地区域範囲の地区（五里合琴川・男鹿中中間口）は、現在共聴アンテナで受信していることを確認しており、アンテナの位置からすると電波障害が発生するとは考えておりませんが、今後当地区を含めて現地にてテレビ電波の受信状況調査を実施する予定です。住居や受信施設における電波到来方向と風車との位置関係から、電波障害等の有無を調査し、ご意見の事態が発生しないよう努めてまいります。しかしながら、万が一影響があると判断された場合は、事業者負担にて対策を取らせていただきます。 また、現時点では本事業に関する特設窓口を開設する予定はございませんが、クレーム等に関しては秋田市の関連事務所または親会社の日本風力開発株式会社までご連絡いただけますと幸いです。
111	⑲寒風山の地下では広い範囲で地下水脈が形成されています。 寒風山や周辺地域でも湧水の湧出がされており、水道水の水源となっています。 川だけでなく沢水を利用し農業や家庭菜園をする人もいます。 大規模な基礎工事をするにあたって、水質や水脈に本当に問題がないのか調査をしていただきたいです。 今後水に影響が生じた場合や水不足などが発生した際には御社で保障をするという契約を男鹿市とかわすことは可能でしょうか？ 森林を伐採し山に負担をかける工事になると思いますので、そこまでの覚悟をもって計画対応していただきたいと考えていますが、御社の考えをお聞かせください。	風力発電機設置場所付近では地質調査を行い、地下水脈に影響を与えるような改変にならないよう事業を進めてまいります。
112	⑳地震で地盤が緩んでしまえば、土砂災害が起きない地域でも、リスクが高まるという内容を目にしたことがあります。天災があると想定外の被害が起きることが予測されます。 男鹿市では、能登半島地震を教訓に今年に入り防災、減災対策をおこなう計画をたてたりしていると新聞で目にします。地震が起きてからでは遅いので、御社ですべてのおこりうる問題を仮定しそれぞれに責任の所在を計画段階から明確にし、示してください。	風力発電設備の安全性については、建築基準法及び電気事業法において基準が定められております。極めてまれに発生する規模の地震がおきても構造上安全であるよう、経済産業省の技術指針に基づき設計しております。 また、弊社グループ会社のイオスエンジニアリング&サービス株式会社においては地震が発生した際には、地震対応マニュアルに基づき行動いたします。 万が一、男鹿半島周辺で大地震等の自然災害が発生した場合には、まずは風車へのアクセス道路、その周囲並びに風車周辺の地盤状況を確認し、問題が発生している場合には、調査等も行いながら、原因の究明や対応策の立案を行ってまいります。
113	㉑秋田県内のなかでも人口減少が最も高いと言われている男鹿市ですが、琴川では都会ではできない自然と共存する生活ができると移住者や移住検討者の方からも人気のエリアです。 里山での生活を営みたい人たちにとって、巨大な人工物がお店や住宅の近くにたつことで、暮らしや営業の妨害になるのではないのでしょうか。 地権者以外の方や地域でお店を営む人たちに、持続可能なメリットがあるのであれば御社の考えをお聞かせください。	本事業による地域への貢献については、工事等での地元企業の活用や、メンテナンス要員としての地元人材の雇用、固定資産税の納税や土地所有者への賃料支払い等を想定しております。その他にも、地元自治会基金への拠出等、地元貢献策の詳細については現在検討中でございますが、今後男鹿市や関係機関との協議や説明会等で頂戴する地元の皆様のご意見を参考に、引き続き貢献策を検討してまいります。

(意見書 36)

No.	意見の概要	事業者の見解
114	意見 1 p. 181:騒音及び超低周波、並びに、風車の影の予測手法として、「設置予定範囲から 2.0km」とありますが、提案事業はこれまでに国内で(数年以上の)稼働実績がない超大型の陸上風車のため、この評価範囲で十分か妥当性をお示し下さい。 参照されている「風力発電所の環境影響評価のポイントと参考事例」は平成 25 年当時の資料です。「風力発電施設から発生する騒音等への対応について(平成 28 年)」では、図 12 などで 3,500kW が上限。およそ 1,000~2,000kW 前後の風車で評価となっています。いずれも 4,000kW 規模の風車は想定していないとみられます。	P181 では配慮書段階で実施した予測の再掲となっております。配慮書段階においては、事業熟度が低い ため、「計画段階配慮手続に係る技術ガイド」(環境省 計画段階配慮技術手法に関する検討会、平成 25 年) を参考として調査、予測及び評価の手法を設定して おりました。今後の現地調査においては、環境省が策 定した「風力発電施設から発生する騒音等測定マニ ュアル」(環境省、平成 29 年)を参考にし、実際に使 用する風力発電機の諸元を基に、ISO 9613-2 に準拠 した音の伝搬式を使用して予測を行います。また、 「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(環 境省、平成 29 年)に従い、評価を実施いたします。
115	意見 2 p. 190:「重大な影響の回避又は低減が可能である」と 評価していますが、風車出力を半減させるなどの回 避低減策をお考えでしょうか。想定される具体的な 対策をお示し下さい。	想定される具体的な対策といたしましては、地形 及び風向によって影響を受けやすい場所の風車配置 を見直すことを検討しております。 今後、地域の音環境を把握し、風力発電機から発生 する騒音レベル(パワーレベル)を基に予測計算を行 うとともに、その影響の程度を把握し、必要に応じて 環境保全措置を検討してまいります。 予測計算に際しては、地形による回折効果、空気吸 収による減衰及び地表面の影響による減衰を考慮 し、また、風力発電機が稼働している状態を想定し、 複数の発電機からの音を合成したうえで評価してま いります。 これら予測結果を踏まえ、低騒音型の機種を採用 などの騒音対策を実施することにより音のレベルは 低下しますので、出力の半減等は現時点では考えて おりません。
116	意見 3 p. 290:環境騒音の調査地点を 4 地点とされていま すが、その根拠及び妥当性をお示し下さい。	住居との離隔距離を考慮する他、風力発電機が視 認される可能性がある範囲を考慮し、背景音が存在 する地点を避けるなど、風車騒音の影響を受けやす い周辺地区の音環境を代表する地点を選定いたしま した。
117	意見 4 p. 352:「主要な眺望景観の状況」の調査予測地域が 「対象事業実施区域及びその周辺」と記載がありま すが、表 6.2-2 (48) がその具体的なポイントでし ょうか。琴川などの近接する住宅地が含まれていな いなど十分ではないと考えます。主要な眺望点は観光 スポット等だけでなく、近隣の住宅地も含むべきと 考えます。調査地点及び調査地点数の根拠、並びに、 妥当性をお示し下さい。	現地調査において琴川地区、中間口地区を景観調 査地点に追加いたします。
118	意見 5 景観予測について、1.0km 程度以内の中間口、琴川の 複数地点からの景観のフォトモンタージュの作成を 要望します。	中間口については「⑬中間口生活センター」として 選定しております。琴川地区につきましては調査地 点に追加選定いたします。
119	意見 6 p. 370:No.7 に関する「事業者の見解」について、候 補地周辺の男鹿中中間口周辺は起伏に富む地形で す。同じ集落でも全く異なる音環境が存在すると推 測されます。「事業者の見解」では「複数の周辺集落 にて、調査地点を選定いたします」と回答されていま すが、特に候補地に近い集落について、同じ集落内の 異なる音環境を持つ場所を慎重に選び、複数地点で	ご意見のとおり、同じ集落内であっても音環境が 異なる場所があることは認識しておりますが、環境 騒音測定に関しては、周囲の背景音が測定結果に影 響を与えないよう、地区を代表する適切な地点で行 うことが重要です。調査地点数については、方法書の 審査を経て、適切な地点が確定後、調査を実施いた します。 なお、調査地点以外についても、風力発電機による

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

	の測定を要望します。	寄与の広がり方をコンター図としてお示しいたします。
120	意見 7 p. 370:No. 8 の騒音及び低周波について、提案事業の 4,200kW 程度の風車の評価について、「可能な限り平成 28 年以降の最新の知見も取り入れ、・・・」とありますが、どのような最新の知見を取り入れて評価を行うのか、その具体的な予測・評価手法についてご回答願います。 なお、関連し、風車から近隣住居の距離について No. 48、No. 66、No. 91 などの「事業者の見解」で平成 29 年の環境省指針を参考にされるとしていますが、上記 No. 8 の回答で、貴社は、この指針では 4,200kW 風車に十分に対応できないことを暗に認識されています。そのため、この指針以降の知見を取り入れた予測・評価手法について具体的にお示し下さい。	ご意見の風車騒音の評価に関して、平成 29 年以降具体的な指針・ガイドラインの知見集積はまとめられていないことを確認していますが、国内外の事例研究に基づく知見は随時収集したいと考えています。なお、ご意見の方法書 P370No. 8 に記載されている「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」(環境省、平成 28 年)は配慮書時に参考としていたものです。今後の調査、予測及び評価については No. 114 での回答のとおり、現段階の最新の知見を基に「風車騒音に関する現地測定マニュアル」(環境省、平成 29 年)を参考に現地調査を実施し、実際に使用する風力発電機の諸元を基に、ISO9613-2 に準拠した音の伝搬式を使用して予測を行います。また、「風車騒音に関する指針」(環境省、平成 29 年)に従い、評価を実施いたします。
121	意見 8 p. 372:No. 25 に関して、住民への景観ストレスは大変なものになると想像されます。 「圧迫感を与えないような配置検討を行う等」について、代替案としてどのような配置が想定されるかを具体的にお示し下さい。	今後実施する現地調査の結果を踏まえ、地形及び樹木による遮蔽を考慮した風力発電機の配置を検討し、風力発電機の見えの大きさを極力低減する等、眺望景観に配慮した事業計画となるよう努めてまいります。
122	意見 9 予測・評価手法の全般について 日本風力発電協会の【速報版】日本の風力発電導入量(2023 年 12 月末時点)」によると、日本国内の風力発電の数は 2023 年 12 月末実績で 2,626 基で、新設風車の平均単基出力は 2010 年から 2021 年にかけて 1.9~2.7MW の間で推移しています。2022 年、2023 年には平均単基出力が 3.2MW、3.8MW と増加していますが、これは洋上風力発電の大量導入によるものとされています。また、「日本国内の風力発電設備・導入実績(苫前町公表資料)」では、2020 年 12 月末現在、4,000kW を超える風車は、響灘 1 基、鹿島港 1 基のわずか 2 基のみです(いずれも近隣住宅からかなり離れている)。No. 165 の回答のように、国内で同サイズの風車(陸上)が稼働していないことは貴社も認識されています。 以上によると、4,000kW を超える陸上風力発電を複数基導入した事例で、3 年間以上の稼働実績があるものは皆無であり、その環境影響を事後評価するに足る実績は国内では非常に乏しい状況とみられます。 提案事業の環境アセスメントで参照されている現状のガイドラインは、提案事業の半分程度(2,000kW)の出力規模が主流の時勢に策定されており、4,000kW 級の巨大陸上風車に適用するにはあまりにも限界があるのではないのでしょうか。特に、騒音・低周波、景観についてはこれまでの手法ではカバーできない部分があると思います。提案事業のような超大型風車にも現行の評価手法が適用できるとした妥当性をお示し下さい。	風力発電機は大型化しておりますが、技術向上により、騒音諸元自体は大きくは変化しておりません。 現行の環境アセスメント手法は、風車の規模に関わらず、騒音・低周波音、景観への影響を評価するための基本的な枠組みであり、常に最新の技術と知見を取り入れることが、審査上でも求められます。 引き続き、ご意見のような、風車規模に応じた予測評価のモデリングが可能となるよう、最新の技術動向に注視してまいります。
123	意見 10 風力発電事業の苦情件数について、「風力発電所の環境影響評価のポイントと参考事例」では、『風力発電設備の定格出力が大きくなるほど苦情の発生割合が高くなっている。苦情の発生割合は、定格出力が 1,000kW 未満の場合で 5%、1,000~2,000kW の場合で 22%、2,000kW 以上の場合で 56%となっている』と記載があり、大型化するほど苦情が多い状況がみて	ご意見の 4,000kW を超える陸上風車については、国内に事例はあるものの、稼働実績が浅く、ご意見の環境影響の程度に関する具体事例は、今後の研究や報告を待つ必要があると考えております。引き続き、最新の知見に努めてまいります。

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

	とれます。 提案事業のように 4,000kW を超える陸上風車の 0.5～2.0km 範囲、あるいは、それを超える距離での環境影響(騒音・景観の苦情等)の有無及びその内容を、諸外国の事例も含めてお示し下さい。	
124	意見 11 配慮書段階では導入風車は最大 12 基としていましたが、方法書では最大 11 基となっています。1 基減った理由をお示しください。	配慮書では、事業実施区域内に設置できる風車の最大基数として 12 基と記載いたしました。方法書では、配慮書で含まれていた男鹿市一般廃棄物最終処分場や保安林等を除外し事業実施区域の面積を縮小させ、また、風向等を考慮し風車の設置位置を検討した結果、最大基数を 11 基と記載いたしました。なお、今後の現地調査や測量等の結果により風車設置位置が変更となる可能性もございますが、風車基数が増加することはございません。
125	意見 12 No. 206 などにおいて、地域への貢献の具体的な内容が示されていません。貴社が地域との共存共栄を目指すのであれば、これまでの慣習にとらわれず、男鹿市への一定量の発電電力供給による男鹿市ゼロカーボンへの貢献、地域世帯の電気代の優遇などについて、日本国内での先進的・先導的な仕組みを男鹿市と一緒に構築する意気込みで検討されることを切に願います。	本事業による地域への貢献については、工事等での地元企業の活用や、メンテナンス要員としての地元人材の雇用、固定資産税の納税や土地所有者への賃料支払い等を想定しております。その他にも、地元自治会基金への拠出等、地元貢献策の詳細については現在検討中でございますが、今後男鹿市や関係機関との協議や説明会等で頂戴する地元の皆様のご意見を参考に、引き続き貢献策を検討してまいります。

(意見書 37)

No.	意見の概要	事業者の見解
126	「第 3 章対象事業実施区域及びその周囲の概況」のうち「地形地質の概況(3.1.4)」につき、取り急ぎ以下の意見を申し上げます。 1. 使用データが古すぎます。 添付の土壌図(3.1-12)・地形分類図(3.1-13)・表層地質図(3.1-14)は経済産業省の「20 万分の 1 土地分類基本調査(秋田県)」です。これは昭和 47 年(1977 年)に発行されており、約半世紀も前のものです。その後、当然のことですが、研究の多くの進展がありました。地形・地質の現況把握の資料としてはデータが古すぎます。	方法書作成に当たっては、原則的に公開されている情報をもとに作成しておりますが、ご意見の通り、より最新のデータを用いることが重要であると認識しております。地質に関する資料は最新データを用いることが重要と認識しておりますが、産業総合研究所発行のシームレス地質図 V2 など、可能な限り新しい年度の資料収集に努めます。
127	2. 精度が低すぎます。 添付されている上掲各図は元の 20 万分の 1 の図を 4 倍に拡大し、それをそのまま 5 万分の 1 の地図に転写しただけのように見えます。つまりどの図も 5 万分の 1 の精度になっておりません。これでは判断のためのデータ提供とは言えないでしょう。	資料の精度については、日本の典型地形の範囲など、ご意見の通り 20 万分の 1 しか精度がないものを引用している図面もあります。表層地質図については、より高精度の 5 万分の 1 地質図をもとに、反映することを検討します。なお、準備書以降の手続きにおいて、20 万分の 1 の精度しかない情報については、その縮尺でお示しすることといたします。
128	3. 地元の動向への評価がありません。 重要な「地形・地質」抽出(表 3.1-19、3.1-20)のための基礎資料も古い発行年(各平成 12・14 年、平成 11 年、平成元年―資料名省略)のものが使われています。そのため、男鹿半島・大潟ジオパーク発足(平成 23 年)後よく使われ・大切にされている地形(たとえば妻恋峠火口、溶岩堤防、溶岩じわ)、などへの言及はなく、当地での活動・実情への配慮はみられません。 追記:上掲「表層地質図」の調査および作図者名の末尾には私の名前も出ています。調査実施年度は昭和 44・45 年度です。私の大学卒業は昭和 42 年(1967 年)3 月でしたので、社会人としての最初の仕事でした。	ご意見として頂いた、男鹿半島・大潟ジオパークの発足後に注目されている地形(妻恋峠火口、溶岩堤防、溶岩じわ)の地形・地質に関する基礎資料の有無や、地元の活動について、地元有識者にご意見を伺いながら、予測・評価を行ってまいります。

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

	また、当該計画に関する以前の意見（2022 年 7 月 1 日）も添付しました。 以上 ※添付記事については、個人情報保護の観点から、省略いたしました。	
--	--	--

(意見書 38)

No.	意見の概要	事業者の見解
129	意見交換会に参加させていただきましたが、以下の理由から風力発電事業に明確に反対をさせていただきます。 1. 事業対象エリア（事業対象立地の所有者）が事業に同意していないにも関わらず、粛々と次のステップへ移行しているやり方に誠意を感じない。そもそもそのエリアには15年も前からホテルを保全する活動をしながら、その土地の魅力を発信している人が居るため、最初にその人の所へ行ってくださいという市役所職員の助言があったにも関わらず、その方へのコンタクトを避けてスタートしたという経緯があります。続けて、塚脇社長の収賄容疑、さらにはそのエリアの男鹿市道を男鹿市の許可申請もせずに敷砂利工事に着工しようとし、経産省から注意を受けたりと、信頼に全く値しないということがあげられます。	配慮書の届出以降約2年間、地元調整として2つの自治会に対する説明会を複数回行なっておりまいりました。それら説明会を通じ、一定のご理解を得た上で今回の方法書に進めさせていただいております。引き続き、皆様に信頼いただける事業となるよう努めてまいります。
130	2. 事業エリアから一番近い人家が700mとかなり近いことで、健康被害が予想されます（環境省が研究費を出して久留米大学が研究した論文を参考）	風車騒音の健康影響として、距離が一因であることは認識しておりますが、地形、気象条件、風向きなど複数の要因が関与します。そのため、一概に距離だけで健康への影響を予測することは困難と理解しています。今後現地調査において、現地の音環境を測定し、採用予定の風車の音響パワーレベルを踏まえて稼働後の音環境を予測し、環境省のガイドラインに従った評価を実施し、健康への影響が最小限となるよう努めます。
131	3. 説明会で質問があったから答えてくれたものの、声高に地元の雇用と言っているが、工事終了後の継続雇用人数は3人ほどということで、対して雇用は産まないことを具体的にしていないのも疑問を覚えます。	メンテナンス要員としての地元人材の雇用の具体的な人数は未定ですが、ご期待よりも少数であったとのことで、疑問を感じさせる説明となってしまう申し訳ございません。本事業による経済波及効果の一例としてお話しさせていただきましたが、その他にも、地元自治会基金への拠出等、工事等での地元企業の活用や、固定資産税の納税や土地所有者への賃料支払い等を想定しております。地元貢献策の詳細については、今後男鹿市や関係機関との協議や説明会等で頂戴する地元の皆様のご意見を参考に、引き続き検討してまいります。
132	4. 景観調査地点は17地点の他に、その地域の方々が住んでいる目線の願望点+フォトモンタージュが必須だと思います。	引き続き住民説明会等の場を通じた意見聴取に努めてまいります。 琴川地区につきましては調査地点に追加選定いたします。
133	5. 事業終了後は基本現状復帰するとあるが、何百年と続いてきた自然を壊してそれを人間の手で現状復帰は不可能だと考えます。形だけ直してもそこに住んでいた土中の微生物など生態系はがらりと変わり元あった風景とは全く違ったものなるはずです。	ご理解の通り、事業終了後は基本的には原状復旧いたしますが、地中の杭基礎を撤去することによって、地盤が不安定になる可能性もございます。山林の場合、杭基礎を撤去することによって土砂崩壊などが懸念される場所については、環境省、地権者様と基礎を存置することについての是非も含めて協議し、最終的に決定いたします。 本事業による動植物を含む生態系への影響について、今後の現地調査の結果及び専門家からのご助言を踏まえ、予測及び評価してまいります。

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

134	6. この里山に惚れて移住者、若者が増えています。実際、自分の知っている人だけで 8 人ほどいます。その中には結婚して家族を持った人もいます。その方々は、起業したりして雇用も生んでいるので長い目で見たら経済効果も雇用数も風力発電事業よりも必ず多くなります。また消滅可能としての男鹿の希望になり得る里山と考えます。	引き続き住民の皆様にご丁寧に説明するとともに、本事業と地元自治会との共存共栄の実現に向け、ご理解を得られるよう努力してまいります。
135	7. 男鹿市は観光で売り出そうとしているにも関わらず、寒風山から風車が見えてしまうなど、風光明媚な観光スポットも台無しになるでしょう。秋田県環境影響評価審査会議事録や、環境大臣、経産省もしきりに訴えている国定公園の利用施設計画に位置づけられている「東北自然歩道線道路（歩道）」等の景観への影響を回避、又は極力低減するようにとありますが、寒風山から見える垂直視野角を 5.9 度と意見交換会の場で発言がありました。回避、極力低減ということへの具体的な数字目標を示してください。環境省が出している資料によると、風力発電施設と同様、塔状の工作物である送電鉄塔の垂直見込角に応じた見え方に関する知見だが垂直見込角が 1～2° を超えると景観的に気になり出す可能性があると考えられる。また、抽出したすべての主要な展望地について、風力発電施設の設置による眺望への支障が大きくないことが確認できた場合、その確認結果を説明資料としてまとめるとありますが、そういった資料は提出されていますか?提出しなければ提出し関係主体に合意を取ってください。その資料を元に関係主体との合意が得られない場合は事業を中止するか、概略事業計画案に立案に戻ることも検討することとあるのでちゃんとそれを遵守しやってください。もしくは垂直視野角 5.9° は支障か重大ではないと考えているのでしょうか?	お示ししている視野角は、現地調査を実施する前の段階であり、机上計算で予測しております。なお、風力発電機の垂直視野角について、「5～6° : やや大きく見え、景観的にも大きな影響がある」等とされている、送電鉄塔の見え方の知見は、1981 年に数名の関係者が実験をして、「このように見えた」という各自の感覚をまとめたものであり、この視野角よりも小さくする必要があるというような基準ではありません。 景観への影響は垂直視野角の数字だけでは表しきれないと考えており、眺望対象との位置関係や配列等も、景観への影響を与える要素であると考えております。 今後実施する現地調査によって主要な眺望点の状況を把握のうえ、風力発電機の設置位置や仕様等を検討することで、風力発電機の見えの大きさを極力小さくするなど、眺望景観への影響を低減してまいります。 また、風力発電機の設置による眺望への影響の程度の確認結果及び説明については、準備書においてお示しし、住民説明会の場を通じてご説明いたします。

(意見書 39)

No.	意見の概要	事業者の見解
136	以下の理由により、男鹿市五里合・男鹿中地区に計画されている風力発電事業の中止・撤回を強く求めます。 1. 方法書の問題点 ・ 土壌や地質、地形分類に関しての資料が古すぎて、現況把握の資料として適切でない。また添付されているそれぞれの図の精度が低すぎるため、判断のためのデータとしては不適切である。 ・ 地元の動向への評価がない。重要な「地質・地形」抽出のための基礎資料が古いため、ジオパーク関連で現在大切にされている地形などへの言及がなく、当地での活動・実情への配慮が見られない。	調査、予測、評価に当たっては、地元有識者にご意見を伺いながら進めてまいります。ご意見のとおり、地質に関する資料は最新データを用いることが重要と認識しておりますが、産業総合研究所発行のシームレス地質図 V2 など、可能な限り新しい年度の資料収集に努めます。
137	・ 風車から最も近い琴川集落までの距離が 700 メートルしかなく、振動や超低周波音による健康被害(低周波音、騒音による睡眠障害や長期的に続く頭痛等)が予想されるが、住民の健康被害を防止する調査を実施する計画がない。 (「風力発電による低周波音・騒音の長期健康影響に関する疫学研究」参照)	風車騒音の健康影響として、距離が一因であることは認識しておりますが、地形、気象条件、風向きなど複数の要因が関与します。そのため、一概に距離だけで健康への影響を予測することは困難と理解しています。今後現地調査において、現地の音環境を測定し、採用予定の風車の音響パワーレベルを踏まえて稼働後の音環境を予測し、環境省のガイドラインに従った評価を実施し、健康への影響が最小限となるよう努めます。
138	・ 昨今の各地での異常気象による影響を考えると、大規模な森林伐採、資材搬入のための道路拡張等の	環境アセスメントにおいては、一般的な環境下での事業実施に伴う影響を予測評価いたします。ご意

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

	工事をすることで、土砂崩れなどの災害が発生する可能性が非常に高まるが、それに関する調査計画がない。	見のような土砂災害、その他のリスク対策については、開発における林地開発許可等の各種許認可手続きで、具体的なプロセスを通じ安全が担保されるよう検討していきたいと考えております。
139	・景観上大きな影響が出ることは明らかだが、「調査してみないと分からない」という態度で強引に調査を進めようとしている。男鹿は国定公園に指定されており、主要観光スポットからの景観を損ねる開発はすべきではない。また主眺望方向への支障をしっかりと考えるべき。寒風山からの垂直見込角は5.9°と意見交換会で回答されていたが、5°～6°は「やや大きく見え、景観的にも大きな影響がある(構図を乱す)。架線もよく見えるようになる。」とされており、秋田県環境影響評価審査会議事録、環境大臣、経産省からの、国定公園の利用施設計画に位置付けられている「東北自然歩道」等の景観への影響を回避、又は極力低減するように、との提言からすると不適切であるとする。	お示ししている視野角は、現地調査を実施する前の段階であり、机上計算で予測しております。なお、風力発電機の垂直視野角について、「5～6°：やや大きく見え、景観的にも大きな影響がある」等とされている、送電鉄塔の見え方の知見は、1981年に数名の関係者が実験をして、「このように見えた」という各自の感覚をまとめたものであり、この視野角よりも小さくする必要があるというような基準ではありません。景観への影響は垂直視野角の数字だけでは表しきれないと考えており、眺望対象との位置関係や配列等も、景観への影響を与える要素であると考えております。今後実施する現地調査によって主要な眺望点の状況を把握のうえ、風力発電機の設置位置や仕様等を検討することで、風力発電機の見えの大きさを極力小さくするなど、眺望景観への影響を低減してまいります。 また、風力発電機の設置による眺望への影響の程度の確認結果及び説明については、準備書においてお示しし、住民説明会の場を通じてご説明いたします。
140	2. 男鹿の大切な財産である豊かな里山の自然と景観が破壊される 国内最大規模の風車 11 基を建設するという計画だが、風車の高さで建設地の標高を合わせると寒風山の高さに匹敵するほど巨大となる。こんなに大きなものを 11 基も建設すれば、工事によって自然環境が取り返しのつかないほど破壊されることは、環境影響調査をするまでもなく明らか。発電事業終了後は現状復帰するとの話だが、開発以前の里山の状態に戻すことは不可能。壊された自然や生態系、生き物たちは簡単には戻らないが、その辺はどう考えるのか納得できる回答が必須。 また鳥類のみならず多様な動植物の生息地であり、貴重な地質、地層、化石等を産するこの地域は大切な財産であり、見事な景観とともにその保全に努めることは当然である。また観光、山や海からの恩恵で生業をたてている人たちもいるが、そういった人たちの暮らしに与える影響も簡単にはかされるものではない。	本事業が男鹿国定公園に隣接した計画であることに十分に留意し、景観影響を回避又は、極力低減した計画となるよう努めてまいります。また、一定の配置計画が定まる準備書段階において、主要な眺望点からのフォトモンタージュをお示しいたします。 事業終了後は、地権者の方と協議の上、風車建設前の状態に近づけるべく緑化などを行いながら、原状回復をしてまいります。 本事業による動植物を含む生態系への影響について、今後の現地調査の結果及び専門家からのご助言を踏まえ、予測及び評価してまいります。 現段階では具体的な想定はございませんが、今後関係機関との協議や説明会等で頂戴する地元の皆様のご意見を参考に貢献策を検討してまいります。
141	3. 鳥類の生息に深刻な影響を与える この地域は渡り鳥の重要な移動経路になっており、また希少な猛禽類の繁殖地になっている可能性もあり、風車の建設は鳥類の生息に深刻な影響を与える。この地域にはすでに周辺の風力発電施設が多数建設されており、さらに男鹿半島南北に大規模な洋上風力発電事業も計画されていることから、これ以上の風車の建設は、鳥類保護の観点から避けるべきである。対象地区のすぐ近くには寒風山鳥獣保護区、八郎潟西武鳥獣保護区、大潟草原鳥獣保護区等、鳥獣を保護すべき重要な区域が多数指定されており、八郎潟も日本の重要野鳥生息地として国内外からも注目されている重要な場所である。このような区域での風車建設計画は非常に不適切であり、計画地として即刻見直すべき。	今後の現地調査において、対象事業実施区域及びその周囲における渡り鳥及び猛禽類の飛翔、生息状況の把握に努めるとともに、その結果を踏まえ、本事業による影響を極力回避、低減できるよう努めて参ります。鳥獣保護区を含めた重要な区域については、事業区域に含めない形での事業計画といたしました。そのため、これらの区域には直接的な影響は及ばないと考えておりますが、今後行う調査により、ご意見にもあるような、渡り鳥の移動経路への影響を確認してまいります。
142	4. 地元の地権者の合意が得られていない 発電事業を進めるには地元住民の合意が不可欠だが、事業に反対する住民がまだおり、全ての住民の合	本事業に関してご懸念される事項については、方法書による今後の調査、予測、評価を行うなかで明らかにしてまいります。なお、環境アセスメントの方法

(表は次ページに続く)

(表は前ページの続き)

	意が得られるまでは段階を進めるべきではない。その地に住む人権を無視することはできず、ここは多数決はあり得ず、一人残らず合意を得られるよう話し合いを続けるべき。 以上、様々な懸念点を全て解決するまではこの計画は進めるべきではなく、全ての住民が納得できるような回答を求めるが、それが不可能な場合はこの事業の白紙撤回を求めます。	書による影響調査については、必ずしも事業の実施を前提としたものではございません。調査の結果によっては事業計画の見直しも検討いたします。 地元住民の方々の中に反対する方がいらっしゃる一方で、本事業に期待しておられる方がいらっしゃることも事実です。地元住民の方々に対しても、必要な情報を丁寧に説明させて頂きながら、ご意見等も賜りつつ対話を通して慎重に手続を進めてまいります。
--	---	---

(意見書 40)

No.	意見の概要	事業者の見解
143	秋田には既に 311 基 (2020 年 5 月現在) の陸上風車が存在します。これから沿岸部に 760 基の洋上風車を建設しようとしています。森林が伐採され、道路建設で山が削られ自然破壊が進められました。そんなに建てたいのなら都会霞ヶ関ビル屋上や森ビルの上に建てることをおすすめします。送電ロスはなく、鉄塔建設のために自然破も防げます。自分達の使う電気を自分達がまかなう。観光資源になるかもしれませんね。 塚脇正幸氏と秋本真利氏が贈賄事件で捕まったことは記憶に新しいです。そんなことをしても、もうかる話なのですね。	本事業においては、林地開発許可手続きの中において、然るべき工事計画等を立案のうえ、適切な工事を行ってまいります。
144	男鹿半島は能登と、似た地下活動があります。鳥海火山群もいつ活動するかわかりません。寒風山も火山です。中止を求めます。	寒風山につきましては、現地点では火山としての活動リスクは極めて低いと考えられています。しかしながら、専門家などからも意見を頂戴しながら安全な事業となるよう検討してまいります。

○日刊新聞紙による公告

令和6年7月5日(金) 秋田魁新報(朝刊)

お知らせ	
「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)男鹿中いりあい風力発電事業 環境影響評価方法書」を縦覧し、説明会を開催いたします。	
一、事業者の名称	男鹿中いりあい風力開発株式会社
代表者の氏名	代表取締役 松本 智
事務所の所在地	秋田県男鹿市船越字根本三四三
二、事業の名称	(仮称)男鹿中いりあい風力発電事業
種類	風力発電所設置事業(陸上)
規模	発電設備出力…最大四万六千二百 キロワット(基数…最大十一基)
三、対象事業実施区域	秋田県男鹿市
四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲	秋田県男鹿市、南秋田郡大潟村
五、縦覧の場所・時間	男鹿市役所本庁舎 男鹿まるごと 売込課及び五里合コミュニティセ ンター、男鹿中コミュニティセンタ ー、大潟村役場本庁舎 総務企画課 ※いずれも、土・日・祝日を除く 開庁時
電子縦覧 期間	https://data.jwd.co.jp/info/itai/ 令和六年七月五日(金) から令和 六年八月六日(火) まで
六、意見書の提出	環境影響評価方法書について、環境の保全の見地から のご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見 (意見の理由を含む)をご記入のうえ、令和六年八月 二十日(火) までに縦覧場所に備え付けております意 見書箱にご投函くださるか、問い合わせ先へご郵送く ださい(当日消印有効)。
七、住民説明会の開催を予定する場所・日時	一、大潟村村民センター 情報交換室(一) (秋田県南秋 田郡大潟村字中央二丁目十六番地) 令和六年七月二十六日(金) 十四時から 二、男鹿市民文化会館大会議室 (秋田県男鹿市船川 港船川字海岸通り二番十四番五号) 令和六年七月二十七日(土) 十時から
八、問い合わせ先	(関連会社) 日本風力開発株式会社 開発本部 〒一〇〇一六〇一五 東京都千代田区霞が関三丁目二 番五号 霞が関ビルディング十五階 電話 〇三(三五一九) 七四八一 (担当) 長谷川 士・日・祝日・年末年始は除く、九時三十分から十七 時三十分まで

○広報による公告

広報おが (令和 6 年 7 月号 No. 256)

(仮称)男鹿中いりあい風力発電事業に係る環境影響評価方法書の縦覧を行います	事業者／男鹿中いりあい風力開発株式会社	縦覧期間／7月5日(金)～8月6日(火)(土日、祝日除く)	縦覧場所／男鹿市役所(本庁舎2階男鹿まるごと売込課、五里合コミュニティセンター、男鹿中コミュニティセンター)	※電子縦覧URL(https://data.jwd.co.jp/info/iriai/)	意見書の受付／意見書箱への投函、または郵送により受付。(令和6年8月20日(火)当日消印有効)	【環境影響評価方法書に関する説明会】	日時／7月27日(土) 10時～ 開場／9時30分	場所／男鹿市民文化会館 大会議室	問・郵送先／日本風力開発株式会社(関連会社) 開発本部	長谷川	☎03-3519-7481	〒100-6015 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号	霞が関ビルディング15階
--	----------------------------	--------------------------------------	---	--	--	---------------------------	--------------------------------------	-------------------------	------------------------------------	------------	----------------------	------------------------------------	---------------------

広報おがた (令和 6 年 7 月号 No. 628)

「(仮称)男鹿中いりあい風力発電事業環境影響評価方法書」の縦覧について

【縦覧書類】 (仮称)男鹿中いりあい風力発電事業 環境影響評価方法書

【対象事業実施区域の位置】
秋田県男鹿市

【縦覧場所】 大湯村役場(本庁舎1階 総務企画課)

※インターネットによる電子縦覧URL(<https://data.jwd.co.jp/info/iriai/>)

【縦覧期間】 令和6年7月5日(金)～令和6年8月6日(火) ※開庁時

【意見書の受付】
環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、意見記入用紙に住所・氏名・意見をご記入のうえ、締切日までに意見書箱にご投函頂くか、以下の問い合わせ先への郵送により受付いたします。
※意見記入用紙は縦覧場所に設置しています。また、上記ホームページより印刷してご利用いただけます。

【意見書締切】 令和6年8月20日(火)
※郵送の場合は、当日消印有効

【環境影響評価方法書に関する説明会】
日時:6年7月26日(金) 13:30開場 14:00開始
場所:大湯村 村民センター 情報交換室(1)

【問合せ】
〒100-6015
東京都千代田区霞が関3丁目2番5号
霞が関ビルディング15階
(関連会社)日本風力開発株式会社
開発本部 担当:長谷川
☎03-3519-7481



○インターネットによるお知らせ
(秋田県のホームページ)

美の国
あきた
ネット
秋田県公式ウェブサイト
Aomori Prefecture Official Website

検索

障害補助

Foreign language

分野から探す

目的から探す

部署から探す

事業者の方

防災

このページの現在位置：ホーム > (仮称) 男鹿中いりあい風力発電事業に係る環境影響評価の概要

(仮称) 男鹿中いりあい風力発電事業に係る環境影響評価の概要

コンテンツ番号：65443 更新日：2024年07月05日

項目名	内容
事業名	(仮称) 男鹿中いりあい風力発電事業
事業者	男鹿中いりあい風力開発株式会社
事業の種類	風力発電所の設置
対象法令等	環境影響評価法
事業実施場所	男鹿市
関係地域	男鹿市、大潟村

関係地域	男鹿市、大潟村	
事業の規模	出力 最大46,200kW	
配慮書	公表日	令和4年5月24日
	取組期間	令和4年5月24日～6月23日
	取組場所	男鹿市役所 男鹿市役所五里合出張所 大潟村役場
	インターネットによる公表	事業者ウェブサイト（公開終了しました）
	意見提出期限	令和4年6月23日（当日消印有効）
	知事意見	令和4年8月22日
	公表日	令和6年7月5日
	取組期間	令和6年7月5日～8月6日
	取組場所	男鹿市役所本庁舎男鹿まると売込課、五里合コミュニティセンター、男鹿中コミュニティセンター 大潟村役場本庁舎総務企画課
方法書	説明会の場所・日時	1. 大潟村村民センター 情報交換室（大潟村字中央1丁目16番地） 令和6年7月26日（金） 14時から 2. 男鹿市民文化会館 大会議室（男鹿市船川港船川字海幸通り2号14番5号） 令和6年7月27日（土） 10時から
	インターネットによる公表	日本風力開発（株）ウェブサイト
	意見提出期限	令和6年8月20日（火）（当日消印有効）
	意見数	
	知事意見	

ページ0

(男鹿市のホームページ)



男鹿市
 OGA CITY

もしもの時は

[くらし・手続き](#) |
 [子育て・教育](#) |
 [健康・医療・福祉](#) |
 [観光・文化・スポーツ](#) |
 [しごと・産業](#) |
 [市政情報](#)


 現在の位置
 [ホーム](#) >
 [組織から探す](#) >
 [男鹿まるごと売込課](#) >
 [まちづくり](#) >
 [新エネルギー](#) >
 現在閲覧中の案件
 > (仮称) 男鹿中いりあい風力発電事業に係る環境影響評価方法書

(仮称) 男鹿中いりあい風力発電事業に係る環境影響評価方法書

更新日：2024年07月05日

縦覧の概要

事業者	男鹿中いりあい風力開発株式会社
縦覧場所	男鹿市役所2階男鹿まるごと売込課窓口 五里合コミュニティセンター及び男鹿中コミュニティセンター
縦覧期間	令和6年7月5日（金曜日）から令和6年8月6日（火曜日）まで ※土日祝除く8時30分～17時15分まで ※意見書は令和6年8月20日（火曜日）まで受付※当日消印有効
電子縦覧	電子縦覧ページリンク ※外部サイトにアクセスします
説明会	日程：令和6年7月27日（土曜日） 10時00分から 場所：男鹿市民文化会館

現在縦覧中の案件

- ・ (仮称) 男鹿中いりあい風力発電事業に係る環境影響評価方法書

この記事に関するお問い合わせ先

男鹿まるごと売込課 エネルギー・商工港湾班
 電話番号：0185-24-9143
 ファックス：0185-24-9159
 〒010-0595
 秋田県男鹿市船川港船川字泉台66-1
[メールフォームによるお問い合わせ](#)

(大潟村のホームページ)


大湊村

[English language](#)
[日本語](#)
[English](#)
[日本語](#)
[English](#)
[日本語](#)

[お問い合わせ](#)
[お問い合わせ](#)

[総合トップ](#)
[暮らし](#)
[福祉・健康](#)
[子育て・学び](#)
[産業](#)
[大湊村について](#)
[観光情報](#)
[移住・定住](#)

「(仮称) 男鹿中いりあい風力発電事業 環境影響評価方法書」の縦覧について

[メニューを開く](#)
[閉じる](#)

男鹿中いりあい風力発電事業が、男鹿市男鹿町に計画している風力発電事業に際して、環境影響評価法に基づき行いました「環境影響評価方法書」を以下の通り縦覧いたします。なお、環境影響評価法の関係については説明会を以下の通り開催いたします。

- 縦覧期間

(資料) 男鹿中いりあい風力発電事業 環境影響評価方法書
- 対象事業実施区域の位置

男鹿市男鹿町
- 縦覧場所

大湊村会館（土井町100 2階3会議室）

オンライン（ネット）による縦覧（<https://data.jnc.go.jp/info/0047/>）
- 縦覧時間

令和5年7月5日（金）～令和5年7月6日（土） 午前9時～
- 縦覧申込受付

環境の保全に関心ある方のご意見をいただくには、縦覧申込票に必要の署名・捺印を記入の上、縦覧日より前までに縦覧申込書に必要の捺印を、以下の問い合わせ先へ郵送により受付いたします。

縦覧日：令和5年7月5日（金）

本縦覧申込票は縦覧票に添付していただきます。なお、必要の署名・捺印は縦覧日より前までに縦覧申込書に必要の捺印を、以下の問い合わせ先へ郵送により受付いたします。
- 縦覧申込書

縦覧申込書は縦覧票に添付していただきます。

縦覧日：令和5年7月5日（金） 12:00時～14:00時

場所：大湊村会館2階（土井町100）（男鹿市男鹿町中いりあい）
- お問い合わせ

〒125-0018

男鹿市男鹿町中いりあい2番2号 男鹿中いりあい風力発電事業

（代表者） 日本風力発電株式会社 代表取締役 伊藤 孝典

連絡先：010-95-7111

[お問い合わせ](#)
[お問い合わせ](#)

このページに関するお問い合わせ

お問い合わせ先 環境課

電話：010-95-7111

[お問い合わせ](#)

このページの掲載情報

このページは、男鹿中いりあい風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧について


大湊村

総務企画課

〒025-0494 秋田県 男鹿市 大湊町中いりあい

連絡先：010-95-7111 ファックス：010-95-7167



[男鹿市のご案内](#)
[お問い合わせ](#)

(事業者のホームページ)



「(仮称) 男鹿中いりあい風力発電事業 環境影響評価方法書」の公表について

2024年7月5日
男鹿中いりあい風力開発株式会社

環境影響評価法第5条の1に基き、(仮称)男鹿中いりあい風力発電事業 環境影響評価方法書(以下、「方法書」)並びに見解書の要約書(以下、「要約書」)を作成しましたので、見解書7条の規定に基づき公表します。

縦覧について

縦覧期間	2024年7月5日(金) から2024年8月6日(火) 日・月・土・日・祝日も除く随時
縦覧場所	・男鹿市役所(本庁舎2階 男鹿まるごと売店隣) ・五里会コミュニティセンター ・男鹿中いりあいコミュニティセンター ・大沢村役場(本庁舎1階 税関公署隣)

住民説明会について

- 日時：2024年7月26日(金) 14時から
会場：大沢村 村民センター 研修交流室 (I) (男鹿市田代大沢村中央1-16)
- 日時：2024年7月27日(土) 10時から
会場：男鹿市立文化会館 大ホール (男鹿市田代川津町2番14-5)

※住民説明会参加の際は、受付において事後の海浜、海岸への記入(住所/氏名)にご協力をお願いします。
ご協力いただけない場合は参加をお断りすることがございます。
なお、マスクの着用は個人の判断にゆだねておりますが、感染防止のため着用を推奨しております。

意見書の提出について

意見書提出方法	縦覧場所に設置の意見書箱へ投入いただくか、下記問い合わせ先へご郵送ください
意見書提出期間	2024年7月5日(金) から2024年8月20日(火)
意見書提出先	ご意見届出のダウンロードはこちら

方法書の内容

- ・ [表紙と目次](#)
- ・ 第1章 事業書の名称、収容量の決定及び主たる事業施設の所在地
- ・ 第2章 計画事業の目的及び位置
- ・ 第3章 対象事業施設区域及びその周囲の概況
 - ・ 3.1 自然環境
 - ・ 3.2 社会環境
- ・ 第4章 計画施設設置事業に関する調査、予測及び評価の概要
- ・ 第5章 関係者に対する協議実施状況の意見及び事業書の見解
- ・ 第6章 計画事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の方法
- ・ 第7章 主たる計画施設設置事業に関する調査
- ・ 第8章 環境影響評価法を適用した事業書の名称、収容量の決定及び主たる事業施設の所在地
- ・ 添付書類
- ・ 方法書(要約書)
- ・ [ご意見届出のダウンロードはこちら](#)

お問い合わせ先

担当	男鹿中いりあい風力開発株式会社 (担当 長谷川)
住所	〒100-0015 東京都千代田区有明3丁目1番5号 有明ビルディング15階(日本風力開発株式会社 内)
電話	03-3519-7481
営業時間	平日 9時30分～17時30分(土・日・祝日は除く)

※なお、印刷及びダウンロードはできません。

- ・ 方法書の著作権は事業者等が所有しています。
- ・ 「私的利用のための複製」や「引用」など、著作権上認められた場合を除き、無断で複製、転載、改変、転用、他のホームページへの掲載等を行うことは、著作権法違反になる場合がありますのでご注意ください。

ご意見用紙

ご住所

ご氏名

[illegible]

2: この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ (A4 サイズ) の用紙をお使い下さい。